経営所得安定対策等実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制　　定	平成 23 年 4 月 1 日付け	22 経営第 7133 号
一部改正	平成 23 年 9 月 1 日付け	23 経営第 1616 号
一部改正	平成 24 年 4 月 6 日付け	23 経営第 3521 号
一部改正	平成 24 年 12 月 17 日付け	24 経営第 2660 号
一部改正	平成 25 年 1 月 17 日付け	24 経営第 2841 号
一部改正	平成 25 年 5 月 16 日付け	25 経営第 360 号
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日付け	25 経営第 3838 号
一部改正	平成 27 年 4 月 9 日付け	26 政統第 3507 号
一部改正	平成 27 年 9 月 30 日付け	27 政統第 1527 号
一部改正	平成 28 年 3 月 31 日付け	27 政統第 892 号
一部改正	平成 28 年 10 月 11 日付け	28 政統第 987 号
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日付け	28 政統第 1937 号
一部改正	平成 30 年 2 月 1 日付け	29 政統第 1539 号
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日付け	29 政統第 1973 号
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日付け	30 政統第 2072 号

目　次

Ⅰ　趣旨 ・・・３
Ⅱ　経営所得安定対策等の普及・推進等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
Ⅲ　交付申請手続等
　１　交付申請書等の配布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　２　交付申請書・営農計画書の提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　３　申請書類の受付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
Ⅳ　各種交付金の手続等
　第１　経営所得安定対策
　　１　畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金
　　（１）交付対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　（２）畑作物の直接支払交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　　（３）収入減少影響緩和交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　第２　水田活用の直接支払交付金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
Ⅴ　その他
　第１　交付申請者の農業経営の承継等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
　第２　関係機関の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
　第３　証拠書類等の保存期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
　第４　報告及び検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
　第５　交付金の返還 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
　第６　罰則 ・・39
　第７　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

（別紙１）水田活用の直接支払交付金の交付対象農地 ・・・・・・・・・・・・・44
（別紙２）畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
（別紙３）麦の品質区分と品質評価基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（別紙４）パン・中華麺用品種の対象範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
（別紙５）面積払の交付対象農地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
（別紙６）収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
（別紙７）収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
（別紙８）収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法 ・・・・・・62
（別紙９）収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法 ・・・・・・・・66
（別紙 10）収入減少影響緩和交付金における積立金管理者・・・・・・・・・・68
（別紙 11）水田フル活用ビジョンについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・71
（別紙 12）戦略作物助成の扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
（別紙 13）産地交付金の考え方及び設定手続・・・・・・・・・・・・・・・・・75

Ⅰ　趣旨

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金（以下「経営所得安定対策等」といいます。）の交付に関する手続については、本実施要綱に定めるところにより行うことにします。

Ⅱ　経営所得安定対策等の普及・推進等

1　経営所得安定対策等の交付事務を円滑に実施するため、都道府県・市町村等地域段階において、農業再生協議会を活用し、行政と農業者団体等が連携した取組を進めることにします。

（注）農業再生協議会の運営方法などの細則については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年４月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）において定めます。

2　都道府県段階では、地方農政局、北海道農政事務所又は沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」といいます。）が、都道府県や都道府県農業再生協議会と連携して、管内市町村、農協、地域農業再生協議会等の市町村段階の関係機関に対して経営所得安定対策等の趣旨、内容の周知等の活動を行います。

3　市町村段階では、地方農政局等が、地域農業再生協議会を構成する市町村、農協等の関係者と連携し、地域の実情に応じて、各種説明会や農協の地区別懇談会等を活用し、経営所得安定対策等の趣旨、内容の周知等の推進活動を行います。

4　地方農政局等は、経営所得安定対策等の実務や推進活動が円滑に進められるよう、地域農業再生協議会と相談して、経営所得安定対策等に係る年間スケジュールを作成します。これを基に、地域農業再生協議会は経営所得安定対策等の計画的な取組を進めるとともに、地方農政局等は、年間スケジュールに即した取組を行う地域農業再生協議会に対して、指導・助言を行います。

Ⅲ　交付申請手続

１　交付申請書等の配布

（１）農業者の申請手続が円滑に進むようにするため、地域農業再生協議会は、「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第１号。以下「交付申請書」といいます。）及び「水稲生産実施計画書兼営農計画書」（様式第２号。以下「営農計画書」といいます。）を農業者に配布します。

（２）様式第２号で示している営農計画書は参考様式ですので、経営所得安定対策等の運営に必要な情報が把握できるものであれば、水稲共済細目書異動申告票との一体化様式などを使用することができることにします。

２　交付申請書・営農計画書の提出

（１）経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」といいます。）は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の６月 30 日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、交付申請者は、経営所得安定対策等の交付金の交付申請に当たって、次の事項を誓約していただきます。

①　経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じること。

また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めること。

②　出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から５年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出すること。

③　以下の場合には、交付金を交付されないこと又は返還することに異存はないこと。

ア　交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

イ　正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合

ウ　営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等（以下「適切な生産」といいます。）が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

エ　必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合

オ　地方農政局等による立入調査に応じない場合

（２）交付申請書には、交付申請者の住所、氏名を記入するほか、交付申請する交付金を選択します。また、営農計画書には、水稲用途別作付面積、畑作物の直接支払交付金の対象畑作物の生産予定面積及び対象作物ごとの作付面積等を記入してください。

なお、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行う場合、基幹作として作付けを行う作物（一つのほ場当たり一つの作物のみ）及び二毛作として作付けを行う作物が分かるように記入してください。ただし、主食用水稲の作付けを行う場合、主食用水稲以外の作物は二毛作として扱います。

（注）交付申請書等に、住所、氏名など国に登録してあるデータが印字されたものが配布されている場合は、内容に変更等があるときは訂正して提出してください。

（３）農協、集荷業者、農業法人等の団体（以下「農協等の団体」といいます。）が、農業者の交付申請書及び営農計画書を取りまとめる場合は、取りまとめた農業者に係る農業者別の畑作物の直接支払交付金の対象畑作物の出荷契約数量が分かる一覧表など（Ⅳの第１の１の（２）の②のアの(ｲ)を参照してください。）を添付の上、生産年の６月 30 日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

一方、農協等の団体に交付申請書及び営農計画書の取りまとめを委託しない農業者については、畑作物の直接支払交付金の対象畑作物に係る需要者との販売契約の写し等を提出することになります。

（４）交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。

なお、前年度までに提出された書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

① 集落営農については、規約と共同販売経理を確認できる書類

（・ 集落営農の規約の写し、構成員名簿の写し、集落営農（代表者）名義の預金通帳の写し、総会資料等）

② 前年度までに経営所得安定対策に加入していなかった者、加入していた者のうち振込口座を変更する必要がある者及びブロックローテーションの維持等を理由に、その取組の代表農業者等（代理人）に交付金の受領の権限を委任する者については、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」（様式第３号。以下「交付金振込口座届出書兼委任状」といいます。）

③　Ⅳの第１の１に定める畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者については、交付対象者であることが確認できる書類

・　認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」といいます。）第 23 条第７項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第４項に規定する特定農業法人（以下「特定農業法人」といいます。）を除きます。）にあっては、農業経営改善計画認定書の写し
・　特定農業法人又は基盤強化法第 23 条第７項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第４項に規定する特定農業団体（以下「特定農業団体」といいます。）にあっては、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
・　集落営農（特定農業団体を除きます。）にあっては、①の書類
・　認定新規就農者にあっては、青年等就農計画認定書の写し

なお、集落営農（特定農業団体を除きます。）については、市町村が「経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧」（様式第５号）を作成して地方農政局等に提出することとします。

３　申請書類の受付

（１）地域農業再生協議会は、２の（１）により農業者から提出された交付申請書(正)及び営農計画書の写し、２の（４）により追加で提出された書類を取りまとめ、

①　畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請者の分については、原則として生産年の６月 30 日までに

②　それ以外の者の分については、生産年の７月 31 日までに

その基礎データと併せて、地方農政局等に提出します。

（２）地域農業再生協議会は、生産年の７月１日現在の農業者ごとの営農計画書の内容を「経営所得安定対策等交付金の対象作物の地域別作付計画面積報告書」（様式第６号）に取りまとめて、生産年の７月 31 日までに地方農政局等に報告してください。

（３）地方農政局等は、（１）の交付申請書等の内容を審査の上、その内容が適当と認められる場合には受理し、交付申請者ごとに「交付申請者管理コード」を付与するとともに、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請者ごとに「「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード」を付与します

（４）地方農政局等は、交付金振込口座届出書等のシステム登録が終わり次第、交付申請者の登録情報（氏名、住所、交付申請の内容、交付金の振込口座、交付申請者管理コード等）を整理して、交付申請者に送付することにします。交付申請者は、登録内容（交付予定交付金を除きます。）に変更があった場合には、該当箇所を訂正して、速やかに地方農政局等に提出してください。

（注）交付申請者管理コードについては、前年度までに設定したコードをそのまま引き継ぐことにしているため、その要素となっている「地域協議会等管理コード（13 桁）」は変更しないことを基本としますが、変更する場合には、地域農業再生協議会と地方農政局等との間で調整してください。

Ⅳ　各種交付金の手続等

第１　経営所得安定対策

１　畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

（１）交付対象者

①　基本要件

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）に基づき、次のア～ウのいずれかに該当する者を対象として交付金を交付します。

ア　認定農業者

基盤強化法第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は特定農業法人のことです。

イ　集落営農

特定農業団体又は次の(ｱ)から(ｳ)までの全ての要件を満たす委託を受けて農作業を行う組織（法人を除きます。）のことです。

(ｱ) 定款又は規約が定められていること

その記載事項として、

ａ　目的
ｂ　構成員たる資格
ｃ　構成員の加入及び脱退に関する事項
ｄ　代表者に関する事項
ｅ　総会の議決事項
ｆ　総会の議決方法
ｇ　農用地の利用及び管理に関すること
ｈ　農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること

の全ての事項が記載されており、かつ、これらの記載事項の内容が

ｉ　構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと
ｊ　代表者についてその選任手続を明らかにしていること
ｋ　総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること
ｌ　総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと

の全ての基準に適合するものであることとします。

(ｲ) 共同販売経理を行っていること

その組織が行う耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、かつ、その組織が販売した農産物に係る利益を全ての構成員に対し配分していることとします。

具体的には、その組織の代表者名義の口座を設け、農産物の販売名義をその組織名義とし、農産物の販売収入をその口座に入金し、その利益の全部又は一部を全ての構成員に対し配分していることが必要です。

なお、その組織の費用負担については、その組織の取決めによることとなりますが、組織の構成員が共同で農業経営を行う実態が存在せず、形式的に組織の代表者名義の口座を設け、販売収入の全てを構成員に対し配分しているような場合には、共同販売経理を行っているとは認められません。

(ｳ) 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること

その組織が地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、及び農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることについて、市町村が確実と判断していることが必要となります。

ウ　認定新規就農者

基盤強化法第 14 条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者のことです。

②　環境との調和及び農地の有効利用に関する要件

ア　本対策は､農業の生産活動を長期的に持続させることを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象者は、環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していることが必要です。

具体的には、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、本対策に加入申請した者自らが点検を行っていることとします。

イ　本対策は、農業の基礎的な生産基盤である農地を有効に利用することを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象者は、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないことが必要です。

なお、「耕作の業務の対象となる農地」とは、次の(ｱ)又は(ｲ)の経営面積に算入することができる田又は畑とし、「耕作の目的に供されないと見込まれる農地」とは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 36 条第１項の規定による勧告に係る農地とします。

(ｱ)　その者（集落営農にあってはその構成員。ａにおいて同じ。）が所有権又は使用収益権（以下「使用収益権等」といいます。）を有している田又は畑の面積

ただし、ａ及びｂの面積を除きます。

ａ　その者が所有権を有している田又は畑であっても､他の者に対して使用収益権が年間を通じて設定されている田又は畑の面積

ｂ　集落営農にあっては､共同販売経理の対象となっていない田又は畑の面積

(ｲ)　その者（集落営農にあってはその組織）が委託を受けて農作業を行うことを約した契約であって次のａからｃまでの全ての事項を約したもの（以下「農作業委託契約」といいます。）に基づき、他の者（集落営農にあってはその構成員以外の者。以下同じ。）から農作業の委託を受けた田又は畑の面積

ａ　受託者が基幹三作業を受託し、受託者自ら当該作業を行うこと

ｂ　その受託により生産した農産物を当該受託者の名義により販売すること

ｃ　その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

ウ　イの(ｱ)又は(ｲ)の田又は畑の面積に関し、

(ｱ)　二毛作（生産及び販売を伴うものに限ります。以下同じ。）が行われている田又は畑については、表作と裏作を異なる者が行っている場合に限り、その面積をそれぞれの者の経営面積に算入することができるものとします。

(ｲ)　受託した基幹三作業のうちいずれか一つの作業を他の者に再委託することが、その受託した者の効率的な経営に明らかに資するものであるときは、その再委託する作業に係る面積を経営面積に算入することができるものとします。

エ　イの(ｱ)の田又は畑の面積であっても、

(ｱ)　使用収益権等を有している者が農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした場合であって、かつ、

(ｲ)　当該農作業委託契約における受託者がイの(ｲ)の田又は畑の面積として経営面積に算入し、かつ、

(ｳ)　その委託をした者が当該農作業を委託した年において、当該農作業委託契約を締結した田又は畑に係る農産物の生産及び販売を行っていない

部分の面積については、当該委託をした者の経営面積に算入することはできないものとします。

③　交付対象者の要件を満たしておく時点

①及び②の要件は、畑作物の直接支払交付金の交付を受けようとする者にあっては（２）の②のアの交付申請をした時点において、収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者にあっては（３）の②のイの交付申請をした時点において満たしておくこととします。

交付対象者の要件の確認については、原則として当年の６月 30 日までにⅢの２の（４）の③に定める書類を地方農政局等に提出し、予め確認を受けることとします。

（２）畑作物の直接支払交付金

①　趣旨

畑作物の直接支払交付金は、別紙２「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に記載する対象畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたね）を生産する農業者に対して、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するものです。

本交付金は、数量払（品質及び生産量に応じて交付するもの。）を基本とし、営農継続支払（作付面積に応じて交付するもの。以下「面積払」といいます。）をその内金として先払いすることができるものとします。

②　数量払

ア　交付申請手続

(ｱ)　交付申請の申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の回答欄の「する」に〇を付けて、生産年の６月 30 日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

(ｲ)　播種前契約書等の提出

交付申請に当たり、需要者と直接販売契約を締結している農業者については、対象畑作物が播種前契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、その契約の写しを営農計画書に添付することとします。

また、農協等と出荷契約を締結している農業者については、農協等から地方農政局等に出荷契約数量が分かる一覧表などを提出していただくこととします。

なお、麦、大豆、そば及びなたねについて、自らが生産した農産物を使用した加工品の製造・販売（以下「自家加工販売」といいます。）や直売所等での販売を予定する農業者については、次のａ又はｂの書類を添付することとします。

ａ　自家加工販売については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第９－４号。以下「自家加工販売計画書」といいます。）

ｂ　直売所等での販売については、直売所等との利用・出荷契約など取引数量が分かる資料又は自家加工販売計画書に準じて作成する直売所等の名称、所在地、連絡先、年間販売予定数量などを記載した計画

（注１）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び

地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づいて農林水産大臣の認定を受けた者にあっては、「総合化事業計画」の写し（原料農産物の数量が記載されているもの）を自家加工販売計画書に代えることができるものとします。

（注２）農業者と当該農業者の対象畑作物の販売先である需要者が実質的に同一の者とみなされる等の場合（代表者、事務所の所在地、構成員が同一である等）は、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です（(ｳ)のａにおいても同じです）。

(ｳ)　品質区分別生産量の報告（交付申請手続）

ａ　交付申請者は、生産年の７月１日から翌年の３月５日までに、対象畑作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第９－１号。以下「数量払交付申請書」といいます。）に確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく農産物検査の結果等の検査証明書（以下「農産物検査結果通知書」といいます。）等の写しなど）を添付して、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

この場合、数量払の交付申請は、対象畑作物の種類ごとに分割して行うこともできます。

二期作により、夏そば（おおむね７月下旬から８月上旬に収穫されるそば）と秋そば（おおむね８月下旬から 12 月下旬に収穫されるそば）に係る二作分の面積払の交付金の交付を分けて受けた者にあっては、それぞれのそばごとに数量払の交付申請を行ってください。

面積払の交付申請者は、品質区分別生産量にかかわらず、必ず数量払交付申請書を提出してください（品質区分別生産量に該当しうる生産量が零等の場合を除き、確認書類の添付も必要です。）。

なお、地域農業再生協議会に数量払交付申請書が提出された場合、地域農業再生協議会は、数量払交付申請書を取りまとめ、その基礎データ（地方農政局等が定める形式とします。）と併せて、地方農政局等に提出します。

（注１）確認書類は、別紙２「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」を参照してください。

（注２）麦、大豆、そば及びなたねについて、自家加工販売や直売所等での販売（以下「自家加工販売等」といいます。）を予定する数量については、自ら生産した農産物の数量を客観的に確認できる書類（麦、大豆及びそばは農産物検査結果通知書の写しなど、なたねは製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写しなど）を数量払交付申請書に添付してください。

（注３）自家加工販売等での販売の実績は、自家加工販売計画書に記載の上、生産年の翌年の６月 30 日までに地方農政局等に提出してください（自家加工販売等で販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付）。なお、地方農政局等の長（以下「地方農政局長等」といいます。）は、自家加工販売等の取組が行われていることの確認のため、必要な報告を求める場合があります。

ｂ　なお、生産年の翌年の３月５日までに、品質区分別生産量が確定できない対象畑作物（大豆、そばに限ります。）があるときには、同年の３月 31 日までに品質区分別生産量が確定できる場合に限り、同年の３月５日までに対象畑作物の生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書（予定数量報告書）」（様式第９－２号。以下「予定数量報告書」といいます。）に確認書類（例えば、農協等が発行する入庫伝票･荷受伝票など）を添付して、地方農政局等に提出することで交付申請を行うことができます。この場合、該当する対象畑作物は種類ごとに分割せずに、全て一括して申請（生産年の翌年の３月５日までに品質区分別生産量が確定できる部分と確定できない部分がある場合であっても、それらをまとめて予定数量報告書で申請）してください。

この手続により、交付申請をした対象畑作物については、同年の３月 31 日までに品質区分別生産量を確定し、その年の４月５日までに、その数量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の生産実績数量報告書」（様式第９－３号）に確認書類を添付して、地方農政局等に提出することになります。

イ　交付対象数量

数量払の交付対象数量（品質区分別生産量）については、別紙２「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に定める数量とします。

（注）品質区分別生産量の単位は、１kg 単位とし、端数があるときには切り捨てにより整理します。

ただし、そばの品質区分別生産量の単位は、0.5kg 単位とし、端数があるときにはこれを切り捨てにより整理します。

ウ　交付単価

数量払の交付単価については、品質向上の努力が適切に反映されるよう、対象畑作物ごとにそれぞれ品質区分に応じた単価を平成 27 年３月 31 日農林水産省告示第 745 号において、以下のとおり設定しています。なお、本単価は、平成 31 年産に適用します。

(ｱ)　小麦

小麦については、たんぱく質の含有率などが一定の範囲内にある

ことが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。
　また、Ａ～Ｄのランクについては、別紙３「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。
　なお、パン・中華麺用品種の交付単価の対象となる品種については、別紙４「パン・中華麺用品種の対象範囲」に定めています。

ａ　パン・中華麺用品種

（単位：円／60 kg）

１等				２等			
A	B	C	D	A	B	C	D
9,040 円	8,540 円	8,390 円	8,330 円	7,880 円	7,380 円	7,230 円	7,170 円

ｂ　パン・中華麺用品種以外

（単位：円／60 kg）

１等				２等			
A	B	C	D	A	B	C	D
6,740 円	6,240 円	6,090 円	6,030 円	5,580 円	5,080 円	4,930 円	4,870 円

(ｲ)　大麦・はだか麦

　粒の白度やたんぱく質の含有率などが一定以上であることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。
　また、Ａ～Ｄのランクについては、別紙３「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

ａ　二条大麦

（単位：円／50 kg）

１等				２等			
A	B	C	D	A	B	C	D
5,550 円	5,130 円	5,010 円	4,960 円	4,690 円	4,270 円	4,140 円	4,090 円

b　六条大麦

（単位：円／50 kg）

1等				2等			
A	B	C	D	A	B	C	D
6,030 円	5,610 円	5,480 円	5,430 円	5,000 円	4,580 円	4,460 円	4,410 円

c　はだか麦

（単位：円／60 kg）

1等				2等			
A	B	C	D	A	B	C	D
8,650 円	8,150 円	8,000 円	7,910 円	7,080 円	6,580 円	6,430 円	6,350 円

(ｳ)　大豆

被害粒が少なく粒の揃ったものが高値で取引されているため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

（単位：円／60 kg）

1等	2等	3等	特定加工用
9,940 円	9,250 円	8,570 円	7,890 円

（注）特定加工用とは、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこなどの製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆のことであり、検査の結果、合格となった場合に数量払の対象となります。

(ｴ)　てん菜

糖度が高いものほど高値で取引されているため、糖度（てん菜の重量に対するしょ糖の含有量）に対応した単価を設定しています。

（単位：円／トン）

←（＋0.1度ごと）	16.3度（糖度）	→（▲0.1度ごと）
＋62円	7,390円	▲62円

(ｵ)　でん粉原料用ばれいしょ

でん粉含有率が高いものほど高値で取引されているため、でん粉含有率（ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量）に対応した単価を設定しています。

（単位：円／トン）

←（＋0.1%ごと）	19.5%（でん粉含有率）	→（▲0.1%ごと）
＋64円	11,610円	▲64円

(ｶ)　そば

容積重が高いものが高値で取引されているため、これを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

（単位：円／45 kg）

1等	2等
17,470円	15,360円

(ｷ)　なたね

エルシン酸を含まず油分含有率の高い３品種とその他の品種に分けて単価を設定しています。

（単位：円／60 kg）

キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
9,940円	9,200円

エ　交付決定及び交付金の交付

(ｱ)　国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

(ｲ)　地方農政局長等は、交付申請者から報告された対象畑作物ごとの品質区分別生産量を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの品質区分別生産量に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。
　その際、交付申請者が面積払の交付金を受けている場合には、その交付金額を控除して数量払の交付金額を算定します。
　なお、算定された数量払の交付金額が面積払の交付金額を超えない場合、数量払の交付金額は零円となり、交付金は交付されません。

(ｳ)　地方農政局長等は、数量払の交付金額の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。

(ｴ)　地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(ｵ)　アの(ｳ)のｂにより生産年の翌年の３月５日までに品質区分別生産量が確定していない対象畑作物については、地方農政局長等は、交付申請者から報告された対象畑作物ごとの予定数量を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとに交付限度額計算書を作成し、交付限度額を交付申請者に対して通知します。
　その上で、同年の３月 31 日までに対象畑作物ごとの品質区分別生産量を確定し、同年の４月５日までに交付申請者から報告された対象畑作物ごとの生産実績数量を審査し、上記の(ｲ)から(ｴ)と同様に交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(注)交付金の交付時期は、生産年の７月から翌年３月頃になります。
　ただし、生産年の翌年の３月５日までに品質区分別生産量が確定していない大豆・そばについての交付金の交付時期は、翌年の４月になります。

③　面積払

ア　交付申請手続

　面積払については、②のアの(ｱ)の交付申請の申出を行っていれば、交付申請を行ったものとみなされます。
　なお、面積払を申請しない場合は、「面積払を申請しない」の回答欄の「はい」に○を付けてください。

イ　営農計画書の作成

面積払の交付申請者は、営農計画書の「農地の利用計画記入欄」に対象畑作物の作付面積等を記載するとともに、「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積」に対象畑作物ごとの作付面積の合計を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する場合は、「収穫後交付を希望する」の回答欄の「する」に○を付けてください（一部の品目のみ希望する場合は、営農計画書の右下「記入欄」に希望する対象畑作物名を記入してください。）。

ウ　作付面積の確認等

(ｱ)　面積払の交付対象面積については、別紙５「面積払の交付対象農地」に定めるとおりです。

(ｲ)　地域農業再生協議会は、地方農政局等と連携の上、交付申請者の営農計画書に基づき、対象畑作物に係る作付面積、作付状況等を確認します。

(ｳ)　(ｲ)の対象畑作物の作付面積、作付状況等の確認作業は農業共済組合又は農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 107 条第１項の共済事業を行う市町村（以下「農業共済組合等」といいます。）からの農作物･畑作物共済の引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし､それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

(ｴ)　地域農業再生協議会は、(ｲ)及び(ｳ)の確認が終わり次第、確認結果を｢畑作物の直接支払交付金における面積払の作付面積確認報告書」（参考様式１。以下「作付面積確認報告書」といいます。）に取りまとめて、その基礎データ（地方農政局等が指定した形式とします。）とともに、地方農政局等に報告します。

その際、作付面積は、作物ごとに分割して報告することができるものとします。

（注１）交付対象面積の単位は、a 単位とし、１ a 未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

（注２）地域農業再生協議会は、面積払の交付申請者のうち、下記のオの(ｵ)に該当すると考えられる農業者がいる場合には、その旨を地方農政局等に報告します。

エ　交付単価

対象畑作物の交付対象面積に応じて､20,000 円／10 a を交付します。ただし、そばについては、13,000 円／10a を交付します。なお、本単価については、平成 29 年産から平成 31 年産まで適用します。

オ　交付決定及び交付金の交付

(ｱ)　国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

(ｲ)　地方農政局長等は、地域農業再生協議会等から報告された作物ごとの作付面積確認報告書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、作物ごとの交付対象面積を確定し、その面積に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。
　この際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、地域農業再生協議会等から報告があった面積に交付対象比率(てん菜:1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.65）を乗じたものを交付対象面積とします。

(ｳ)　地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金額の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。

(ｴ)　地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(ｵ)　地方農政局長等は、自然災害などの合理的な理由がなく、面積払の交付申請がなされた農地における当年産の単収が、地方農政局長等が定める市町村別等の基準単収（以下「地域の基準単収」といいます。）を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、農業者から数量払交付申請書の提出があった後、カに定めるところにより面積払の交付対象となることを確認した上で、交付申請者に対して面積払の交付決定をします。

（注）対象畑作物に係る地域の基準単収は、地方農政局等において縦覧に供することとします。

カ　地域の基準単収を大きく下回る場合の面積払の取扱い

(ｱ)　面積払は、原則として、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものです。

(ｲ)　面積払の交付決定を受けた農業者及びオの(ｵ)に該当する交付申請者は、対象畑作物ごとの品質区分別生産量の合計を当該対象畑作物に係る面積払の交付対象面積（又はイにおいて営農計画書に記載した生産予定面積）で除した単収が、地域の基準単収の２分の１に満たない場合には、面積払の対象とはならず、交付済みの面積払の交付金については返還していただく、又は交付申請中の面積払については交付しないこととします。

(ｳ)　ただし、数量払交付申請書提出の際に、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書（参考様式２。以下「理由書」といいます。）及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書

類（以下「証拠書類」といいます。）が交付申請者から提出され、これらに基づき、十分な収量が得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの合理的な理由があると地方農政局長等が確認できる場合には、(ｲ)にかかわらず面積払の交付対象とすることができます。

（注）自然災害等により地域全体で当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれる場合であって、地方農政局長等が認める場合には、地域農業再生協議会等が自然災害等との関連を説明する書類を提出することで、個別の農業者の理由書の提出に代えることができるものとします。

(ｴ)　上記(ｳ)において、合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等の農業者にとって不可抗力の要因によって単収が低くなっている場合（その要因がなければ地域の基準単収と同程度の単収を得ることが可能と見込まれることが必要）をいいます。このため、以下のａ～ｅのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

ａ　自然災害が地域の基準単収を大きく下回った要因である場合にあっては、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）

ｂ　適期の作業がなされていない場合や必要な防除がなされていない場合など、地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難な栽培と認められる場合

ｃ　ほ場条件の制約がある場合にあっては、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合

ｄ　地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

ｅ　管理不十分のために収穫物を毀損させるなど農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合

(ｵ)　上記(ｳ)における証拠書類については、上記(ｴ)に照らして合理的な理由の有無を確認するため、以下のａ～ｄのすべてを提出

することが必要です。また、ａ～ｄ以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

ａ　地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類（自然災害が要因である場合には、農作物共済の支払書類等）

ｂ　適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）

ｃ　ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（対策を施したことが分かる写真等）

ｄ　地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類（改善措置を施したことが分かる写真等）

(ｶ)　上記(ｳ)において、合理的な理由があると確認できる場合であっても、翌年産において地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、地方農政局長等は、当該農業者に対して翌年産以降の生産に向けた改善指導を行うこととします。

(ｷ)　上記(ｳ)により面積払の交付対象とならないと判断された農業者に対しては、翌年産の面積払について、オの(ｵ)により、数量払交付申請書の提出の後、交付決定することとします。

（３）収入減少影響緩和交付金

①　趣旨

収入減少影響緩和交付金は、別紙６「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に記載する対象作物（米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）を生産する対象農業者に対して、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するものです。

本交付金は、対象となる農業者の当年産の収入の額が標準的な収入の額を下回った場合に、その減収額の９割を対象として、国費を財源とする交付金の交付とそれに伴い農業者が自ら積み立てている積立金の返納により補塡を行います。

②　交付申請手続

ア　積立金の納付

(ｱ)　積立ての申出

本交付金の交付を受けようとするときは、当年の４月１日から６月30日までの間に、交付申請書の「交付申請内容」欄の「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請」の回答欄の「する」に〇を付け、「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の積立て申出」欄に(ｲ)の生産予定面積を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出して、当該交付金に係る積立金（以下「積立金」といいます。）の積立ての申出をするものとします。

(ｲ)　生産予定面積

交付申請書に記載する当年において生産を予定する全ての対象作物の種類ごと（小麦にあっては、春期には種する小麦（主として３月及び４月には種することにより生産される小麦をいいます。以下同じです。）と秋期には種する小麦（主として９月から11月までの間には種することにより生産される小麦をいいます。以下同じです。）の区分ごと）の生産予定面積は、別紙７「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」により農産物の種類ごとに算出された10ａ当たりの標準的な収入額（以下「単位面積当たり標準的収入額」といいます。）の区分ごとの面積（集落営農であってその構成員に農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業（以下「収入保険」といいます。）に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る面積を除きます。）とします。

この場合において、

ａ　その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合にあっては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「改善計画認定市町村」といいます。）

ｂ　その者が集落営農（特定農業団体を除きます。）であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと判断した市町村

ｃ　その者が認定新規就農者であるときは、その青年等就農計画を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合にあっては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「就農計画認定市町村」といいます。）

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産予定面積とします。

(ｳ)　当年積立額等の通知

地方農政局長等は、(ｱ)により提出された交付申請書の内容を確認し、積立ての申出をした者（以下「積立申出者」といいます。）が当年において積立金として積み立てる額（別紙９「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の２により、対策加入者の繰越積立残額（前年において生産した農産物に係る収入減少影響緩和交付金の交付に伴う積立金返納後の積立金の残額又は前年産の対象作物の収入減少に対する補塡に充てられなかった積立金の額をいいます。以下同じです。）に応じ算出された額をいいます。以下「当年積立額」といいます。）及びその納付先口座（別紙 10「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」の１により指定された積立金管理者が指定する口座をいいます。）を、当該積立申出者に対し通知するものとします。

(ｴ)　当年積立額の納付

(ｳ)により通知を受けた積立申出者は、その通知された当年積立額（10％の収入減少に対応した積立額又は繰越積立残額に応じ 20％までの収入減少に対応した積立額）のいずれかを選択し、その額を当年の７月 31 日までに､その通知された納付先口座に納付するものとします。

ただし、繰越積立残額が、別紙９「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の１により算出された当年における積立基準収入額の 4.5％以上となる積立申出者は、当年において当年積立額を納付しないものとします。

イ　交付申請

(ｱ)　収入減少影響緩和交付金の交付申請書の提出

当年積立額を納付した積立申出者（繰越積立残額が当年における積立基準収入額の 4.5％以上となるため、当年積立額を納付しなかった積立申出者を含みます。）は、本交付金の交付を受けようとするときは、生産年の翌年の４月１日から４月 30 日までの間に、(ｲ)の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第 10－１号）に、別紙６「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類を添付し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出して、当該交付金の交付申請をするものとします。

(ｲ)　生産実績数量

「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第 10－１号）に記載する当年において生産した全ての対象作物の種類ごとの生産実績数

量は、別紙６「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める全ての数量とします。

この場合において、

ａ　その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村

ｂ　その者が集落営農（特定農業団体を除きます。）であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと判断した市町村

ｃ　その者が認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産実績数量とします。

（注）生産実績数量は、１kg 単位とし、端数があるときには切り捨てにより整理します。

ウ　積立金の確定

地方農政局等は、イにより提出された交付申請書及び別紙６「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類等を審査し、その内容が適当と認められる場合には、別紙９「収入減少緩和交付金における積立金の算定方法」の３に基づき、積立金の額を確定するとともに、交付申請者への返納額を算定します。

エ　交付決定及び交付金の交付

(ｱ)　国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

(ｲ)　地方農政局長等は、速やかに、別紙８「収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法」により交付金計算書を作成します。

(ｳ)　地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

オ　積立金の返納

地方農政局長等は、ウにより算出した返納額及び交付申請者に交付された交付金額の３分の１に相当する額を当該申請者の積立金から取り崩した上で返納するよう積立金管理者（別紙 10「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」の１で指定された者をいいます。）に指示するとともに、当該申請者に対し、返納額及びその算定内容を通知します。

カ　その他

交付申請をしなかった場合の当年積立額を納付した積立申出者の積立金は、翌年産の繰越積立残額として取り扱います。ただし、当該積立金

の返納の申出をした場合又は翌年産の積立金の積立ての申出をしなかった場合を除きます。

第２　水田活用の直接支払交付金

１　趣旨

国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要です。

このため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づく、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組への支援を行います。

２　水田フル活用ビジョン

水田フル活用ビジョンは、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となるものです。全国の需給見通しや自らの産地の販売戦略等を踏まえた地域の水田における作物ごとの取組方針・作付予定面積、産地交付金の活用方法等を明らかにし、地域で共有することで、各農業者が主体的に自らの作付計画を判断し、需要に応じた生産を進め、地域の特色ある産地づくりに向けた取組を更に推進することを目的としています。水田フル活用ビジョンの作成が産地交付金による支援の要件となります。

具体的な水田フル活用ビジョンの内容等については、別紙 11「水田フル活用ビジョンについて」に定めています。

３　交付対象者

交付対象者は、販売農家又は集落営農です。

（注１）「販売農家」とは、本交付金の対象作物の販売実績がある者です。ただし、別紙 13 の２の（３）の①のただし書に規定する地方農政局長等が必要と認めた取組のみを行う場合は、販売農家とみなすこととします。

（注２）本交付金における「集落営農」とは、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、本交付金の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもののことです。

（注３）なお、交付対象者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年３月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を行うよう努めてください。

４　交付申請手続等

（１）交付申請手続

水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内

容欄」の「水田活用の直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の６月 30 日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会(産地交付金の追加配分に係る取組を行う場合には、地域農業再生協議会）に提出します。

なお、加工用米、飼料用米、米粉用米及び新市場開拓用米に係る取組については、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、政策統括官が必要と判断した場合には､別に定めるところにより６月 30 日以降も主食用米への変更を受け付けることができるものとします。

（２）出荷・販売の実績報告等

① 水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、原則として対象作物の生産年の 12 月 20 日までに、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」（様式第 11－１号。以下「出荷・販売等実績報告書」といいます。）を作成し、確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの１つを添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

（注１）畑作物の直接支払交付金（数量払）に交付申請した者であって、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷･販売状況が分かる書類を提出する(提出した）者は、当該対象作物に係る出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等については、提出する必要はありません。

（注２）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式３）を作成して提出してください。

② 飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、生産年の翌年の１月 31 日までに、対象作物の生産数量を記載した「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」（様式第 11－２号。以下「飼料用米等の数量報告書」といいます。）を作成し、確認書類として、農産物検査結果通知書等の写しを添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

５ 作付面積の確認等

（１）地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、対象作物に係る作付面積、作付状況、交付対象となる取組の実施状況等を確認します。

この場合は、対象作物ごとの作付面積の確認日については、原則として生産年の７月１日を基準としますが、当該基準日に確認することが難しい作物については、地域農業再生協議会が地方農政局等と協議して確認日を設定することができます。

（２）対象作物の作付面積等の確認については、農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認が

できない場合には現地確認を行います。
　なお、生産年の 10 月 31 日までに作付面積等の確認ができない対象作物がある場合には、地方農政局等との協議の上、地域農業再生協議会が当該作物を生産する交付申請者の一定程度を抽出し、実際の作物の作付状況を現地調査することで、営農計画書の申請面積を作付面積とすることができることとします。

（３）地域農業再生協議会は、（２）の確認が終わり次第、確認結果を「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第７号）に取りまとめて、その基礎データ（地方農政局等が指定した形式とします。）とともに、地方農政局等に報告します。

（注）水田活用の直接支払交付金の交付対象農地については、別紙１「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に定めています。

（４）地方農政局等は、交付申請者ごとの出荷・販売等実績報告書の内容等を確認します。

（５）なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象（飼料用米、米粉用米の交付単価は 55,000 円／10ａ）とすることができることとします。

①　作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること
②　被災した農地又は道路が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。）の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること
③　当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

（６）水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2703 号農村振興局長通知）別紙２の別表の区分の欄の４の（2）のアに掲げる産地形成促進事業を実施する地区の農地については、同区分の欄の１に掲げる農業生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年７月７日付け元構改Ｄ第 532 号農林水産事務次官依命通知）第２の１の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業（以下「基盤整備事業」といいます。）の完了年度の翌年度以降、本交付金の交付対象とはなりません。ただし、同要領別紙２の第３の３の（２）のオの（ア）の②のただし書に規定する畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から起算して５年間は、６の（１）に定める戦略作物助成については交付することができることとします。
　水利施設等保全高度化事業実施要領別紙２の第 10 の４に定める情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、必要に応じて、該当する農地

の収益を目的とする権利を有する農業者が住所を有する区域を所管する地域農業再生協議会に対し、関係する情報を提供してください。
　これらの情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、これを踏まえて対象作物の作付面積等の確認を行います。

６　交付単価等

（１）戦略作物助成

①　当年産において、主食用米を作付けしない水田に、下表に定める作物（以下「戦略作物」といいます。）を作付けする場合に、作付面積（飼料用米又は米粉用米にあっては、作付面積及び生産数量）に応じて、下表に定める単価の交付金を交付します。具体的な戦略作物助成の扱いについては、別紙 12「戦略作物助成の扱い」に定めています。

作　　物	交付単価
麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆及び飼料作物	35,000 円／10ａ
ＷＣＳ用稲	80,000 円／10ａ
加工用米	20,000 円／10ａ
飼料用米及び米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000 円／10ａ （下記②参照）

（注１）自家加工品（販売目的）の製造原料に供する目的や、自らの畜産経営に供する目的で対象作物を生産する者も対象となります（産地交付金も同様です）。

（注２）戦略作物助成は、基幹作のみを対象とします。

②　飼料用米、米粉用米の交付単価については、
ア　10ａ当たり交付対象数量が（標準単収値－150）kg 以下の場合は、55,000 円／10ａ
イ　10ａ当たり交付対象数量が（標準単収値－150）kg ～（標準単収値＋150）kg の場合は、80,000 円／10ａ ＋ 25,000 円／150kg ×（10ａ当たり交付対象数量－標準単収値）で算定された単価
ウ　10ａ当たり交付対象数量が（標準単収値＋150）kg 以上の場合は、105,000 円／10ａ
とします。

（注１）10ａ当たり交付対象数量を算定するに当たっては、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年４月１日付け

25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙２の別添１の２に定める品位（以下「適合品位」といいます。）に相当するもの及び適合品位に相当すると認められるものを対象とするものとします。

この場合において、適合品位に相当するものと認められるものについては、飼料用米等の数量報告書を提出した時点において共同乾燥調製施設等において現に調製されているもみであって、当該施設等に配置された農産物検査員（農産物検査法第 17 条第２項第１号に規定する者をいいます。）による当該ばらもみ又は当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当品位の確認が行われ、適合品位に相当すると認められたものに限るものとします。なお、適合品位に相当すると認められたものについては、出荷時に別途農産物検査を受けなければならないものとします。

また、もみで検査を受けた場合は、品位が確認された数量に 0.8 を乗じた数量（小数点以下切り捨て）を用いて 10ａ当たり交付対象数量を算定します。

農産物検査を受けない場合の交付単価は 55,000 円／10ａとします。

（注２）交付単価の算定に用いる標準単収値は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の２の（１）に基づき準用する同要領別紙１の第５の２の（３）の地域の合理的な単収等に、農林水産統計の当年産水稲の作柄表示地帯別のふるい目 1.70㎜ 以上の 10ａ当たり収量をその平年収量で除した値を乗じた値（小数点以下切り上げ）とします。

ただし、当年産水稲の収量の公表前であって、交付申請者から交付金支払の申請があり、かつ、農林水産統計の 10 月 15 日現在の予想収量が公表されている場合にあっては、地域の合理的な単収等に、当該予想収量を農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目 1.70㎜ 以上の 10ａ当たり平年収量で除した値を乗じた値（小数点以下切り上げ）としても差し支えないものとします。

（注３）交付金額は、１円未満を切り捨てとします。

（注４）飼料用米を生もみで出荷又は利用する旨をあらかじめ記載し認定を受けた新規需要米取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）に基づいて、生もみを直接利用する場合において、その取組について、地方農政局等と地域農業再生協議会が連携して確認を行ったときには、交付単価は 80,000 円／10ａとします。

③　交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合、地方農政局等と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下米の出荷・販売契約数量を確認できる書類（販売伝票の写し等）の提出を求める等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことがあります。

（２）産地交付金

水田フル活用ビジョンに基づく、①戦略作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物の生産、③二毛作や耕畜連携の推進に対して支援を行います。対象作物・交付単価等については、都道府県において定めるものとします。具体的な産地交付金の考え方及び設定手続については、別紙13「産地交付金の考え方及び設定手続」に定めています。

７　交付対象面積等の算定

（１）地方農政局等は、地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、交付申請者ごとの戦略作物助成の交付対象面積及び交付金額を算定します。

（２）産地交付金については、地域農業再生協議会が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定し、その結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書」（様式第11－３号）に取りまとめて、都道府県を経由して地方農政局等に報告します。

（注）面積の単位は、ａ単位とし、１ａ未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

８　交付決定及び交付金の交付

（１）国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

（２）地方農政局長等は、交付申請者ごとの戦略作物助成及び産地交付金の交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。
ただし、飼料用米、米粉用米の数量払いに係る交付金計算書については、交付金額の確認作業の進捗状況に応じ、交付単価55,000円／10ａ超の部分に係る分をその他の分とは別に作成し、送付することができるものとします。

（３）地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

（注）交付金の支払時期は、生産年の８月から翌年３月ごろになります。

９　適切な生産の徹底等

（１）交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。
そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、（２）から（４）までの規定により本交付金の交付対象となるかを確認し、なお本交付金の交付対象となる場合は、８の

（３）の交付決定を行うこととします。また、本交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、本交付金を返還していただくこととします。

（２）畑作物の直接支払交付金の面積払の対象作物であって、同交付金の交付申請が行われている場合にあっては、第１の１の（２）の③のカの規定に基づいて同交付金の交付対象となるものが、本交付金の交付対象となります。

（３）新市場開拓用米及び加工用米にあっては、当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の８割に満たない場合、飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）及び米粉用米にあっては交付対象数量及び交付対象面積から算出された 10ａ当たりの収量が、標準単収値から 150kg／10ａを減じた値に満たない場合、その他の作物（畑作物の直接支払交付金の面積払の交付申請が行われているものを除きます。）にあっては、地域農業再生協議会等が近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合には、収量が相当程度低いものとみなし、本交付金の交付対象とはなりません。

（４）収量が相当程度低い場合であっても、地域農業再生協議会等から報告を受け、地方農政局長等が別に定める期日までに、収量低下が生じたと思われる要因や次年度に向けた改善点を記載した理由書及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類の提出を求め、提出された理由書及び証拠書類に基づき、合理的な理由があると地方農政局長等が確認できる場合には、（３）の規定にかかわらず、本交付金の交付対象とすることができます。

（注１）合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等の農業者にとって不可抗力の要因によって収量が低くなっている場合（その要因がなければ収量が相当程度低くならないと見込まれることが必要です。）をいいます。このため、以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

ア　収量が相当程度低くなった要因が自然災害であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）

イ　適期の作業がなされていない、必要な防除がなされていない等、収量が相当程度低くならないことが明らかに困難な栽培と認められる場合

ウ　ほ場条件の制約があるときは、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても収量が相当程度低くならないことが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合

エ　地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

オ　管理不十分のために収穫物を毀損させる等農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合

（注２）証拠書類については、合理的な理由の有無を確認するため、以下のア～エのすべてを提出することが必要です。また、これら以外にも地方農政局長等が追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が別に定める期限までに提出することが必要です。

ア　収量が相当程度低くなった要因を裏付ける書類（自然災害が要因である場合には、農作物共済の支払書類等）

イ　適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）

ウ　ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（対策を施したことが分かる写真等）

エ　地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施された改善措置が分かる書類（改善措置を施したことが分かる写真等）

（注３）自然災害等により、複数の農業者の収量が相当程度低くなると見込まれる場合であって、地方農政局長等が認める場合には、地域農業再生協議会等が自然災害等との関連を説明する書類を提出することで、個別の農業者の理由書の提出に代えることができるものとします。

（５）（４）において、合理的な理由があることが確認された場合であっても、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがある場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導を行うこととします。

（６）なお、本交付金の交付申請者が、自然災害等によって、交付対象作物の収穫、出荷・販売を行うことができず、出荷・販売状況が分かる書類を提出できなかった場合については、

①　その原因が自然災害等によるものであることが交付申請者の提出書類（自然災害等ごとに、地方農政局長等が本交付金の交付対象となるかどうかを確認するため、提出を求める書類）で確認できること

②　当該自然災害等の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できること

を条件として、当該自然災害等が発生した年産に限り、本交付金の交付対象（飼料用米、米粉用米の交付単価は55,000円／10ａ）とすることができることとします。

（７）新規需要米及び加工用米の主食用への出荷・販売を防止するため、飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）、米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米については、地方農政局長等が、新規需要米取組計画及び加

工用米取組計画の認定等に際して、需要者等との間で締結した出荷・販売契約数量を、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第５の２の（３）及び別紙２の第４の２の（１）において定められた単収を用いて面積換算することにより、これらの米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認し、さらに、出荷段階において、当年産米の需要者等への出荷数量を確認します。

また、生もみを利用する飼料用米及びＷＣＳ用稲については、地域農業再生協議会は、作付面積等の現地確認の際に栽培が適切に行われているかを確認することとし、不適切な事例を発見した場合には、地方農政局等に報告し、地方農政局等が改めて確認します。

Ⅴ　その他

第１　交付申請者の農業経営の承継等

１　交付対象者の要件を満たしていることの確認を予め受けた農業者は、その後に農業者年金の受給等のやむを得ない理由によって、その農業経営（交付金の対象となるものに限ります。以下同じです。）を移譲し、又は離農した場合には、当該年産の交付金の交付申請に限り、当該要件を満たすものとして取り扱うものとします。

２　交付申請書の提出後に生じた相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、交付申請者の農業経営を譲り受けた者（以下「承継者」といいます。）に対して、交付申請者から承継した農業経営に係る部分に限り、当該交付申請者が経営所得安定対策等において行った手続を前提として、承継者に対して交付金を交付できるものとします。

３　交付申請者が、交付申請後に死亡した場合において、２により交付金の交付を受けるための手続を承継する者がいないときは、当該交付申請者の相続人は、当該交付申請者が経営所得安定対策等において交付金を受けるための要件を全て満たしていることを前提として、当該交付申請者の交付金の交付を受けることができます。

４　２又は３により交付金の交付を受けるための手続を行う者は「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第８号）に、次の書類を添付して、農業経営の承継等があった後速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。

（１）２により交付金の交付を受けるための手続を承継する場合

①　承継者に係る交付申請書
②　相続、合併、移譲その他これらに類する事由により承継者が交付申請者の農業経営を承継したことを確認できる書類
③　収入減少影響緩和交付金に係る積立金を承継する場合にあっては、そのことについて交付申請者と承継者との間において合意があることを確認できる書類

（２）３により交付金の交付（死亡した農業者が積立金を積み立てている場合は、その積立金の返納）を受ける場合

①　交付申請者と相続関係があることを確認できる書類
②　交付申請者が死亡したことを確認できる書類

第２　関係機関の役割

経営所得安定対策等の交付金の手続等について、関係機関ごとの主な役割を整理すると、次のとおりです。

（１）都道府県

①　都道府県農業再生協議会に地域農業振興の観点から参画し、その構成員として、国が作成する主食用米に関する全国の需給見通し（以下「全国の需給見通し」といいます。）、自らの産地の販売戦略等を踏まえた主食用米及び麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の作付方針（以下「水田フル活用ビジョン」といいます。）を作成
②　産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導
③　関係機関と連携した経営所得安定対策等の普及・推進
等

（２）都道府県農業再生協議会

①　都道府県、農協等の団体その他の構成員が連携して、全国の需給見通し、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田フル活用ビジョンを検討
②　都道府県と連携した経営所得安定対策等の普及・推進
③　荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進
等

（３）市町村

①　地域農業再生協議会に地域農業振興の観点から参画し、その構成員として、全国の需給見通し、都道府県段階の水田フル活用ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田フル活用ビジョンを検討
②　地域農業再生協議会の構成員として、経営所得安定対策等の交付金に係る農業者の申請手続等の支援、対象作物の作付面積の確認等
③　地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ
④　経営所得安定対策等の普及・推進
等

（４）農協等の団体

① 地域農業再生協議会に実際に集荷･販売を行っている立場から参画し、その構成員として、全国の需給見通し、都道府県段階の水田フル活用ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田フル活用ビジョンを検討
② 地域農業再生協議会の構成員として､経営所得安定対策等の交付金(特に、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金）に係る農業者の申請手続等の支援、対象作物の作付面積等の確認等
③ 畑作物の直接支払交付金における数量払に係る農業者別の出荷・販売契約数量等のデータ提供等
④ 経営所得安定対策の円滑な実施に必要な一括申請等の取組
等

（５）農業共済組合等

① 地域農業再生協議会の構成員として、農業共済引受事務と併せて、農業者の申請手続等を支援
② 農業者ごとの対象作物の作付面積等の確認において、当該農業者の農作物の共済引受面積等の情報（通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われた農地についての情報を含みます。）を地方農政局等及び地域農業再生協議会に提供
③ 収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において地方農政局等及び地域農業再生協議会に提供
等

（６）地域農業再生協議会

① 市町村、農協等の団体、農業共済組合等、農業者その他の構成員が連携して全国の需給見通し、都道府県段階の水田フル活用ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田フル活用ビジョンを作成
② 農業者に対して、水田フル活用ビジョン、前年産の当該農業者の作物ごとの作付面積、需要動向等に関する情報の提供
③ 農業者に対して、需要に応じた生産が図られるよう作付けに関する助言
④ 交付申請書、営農計画書等の申請書類に係る印刷・配布・回収、整理取りまとめ、受付及び農業者情報のシステム入力
⑤ 希望する農業者に対して収入減少影響緩和交付金に係る積立金の取りまとめ、納付等
⑥ 対象作物の作付面積・生産数量等のシステム入力・確認、適切な生産の徹底等
⑦ 産地交付金の要件設定・確認
⑧ 農業者別の水田情報等の整理
⑨ 地域の荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進
⑩ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ

⑪　経営所得安定対策等の普及・推進
等

（７）地方農政局等

①　経営所得安定対策等の普及・推進
②　地域農業再生協議会と連携し、農業者の交付申請書、営農計画書等の申請書類の受付
③　農業者別の畑作物の生産予定面積の確認、作付面積、生産数量の確認
④　地域農業再生協議会と連携し、水田活用の直接支払交付金の対象作物の作付面積等の確認、適切な生産の徹底
⑤　新規需要米・加工用米の取組計画の認定、横流れ等の不正流通の防止の徹底
⑥　交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力
⑦　市町村及び地域農業再生協議会の行う地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップに対する支援
⑧　アダムスへの入力、交付金の支払等
等

第３　証拠書類等の保存期間

経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者は、交付申請を行った年度の翌年度から５年間、交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を保存しておいてください。必要な場合には、書類の確認をさせていただくことがありますので、なくさないでください。

第４　報告及び検査

（１）地方農政局長等は、交付申請者が申請した出荷・販売数量等が適切かどうか確認するため、農協等の団体、需要者等に対し、必要な事項の報告を求め、交付申請者の申請内容等と照合することにします。
具体的には、対象作物の検査や集荷が終わった時期に、出荷者ごとの対象作物の数量や検査結果等が分かる資料を提出してもらう場合があります。

（２）また、地方農政局長等は、申請内容等の確認を行うために必要な場合は、地方農政局等の職員による現地ほ場等の立入調査を行います。

（３）経営所得安定対策等が適正かつ円滑に実施できるよう、これらの報告や検査の実施に当たっては、地域農業再生協議会に協力をいただくとともに、交付申請者や、地方公共団体、農協等の関係機関にもご協力をお願いします。

（４）畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づき、次により地方農政局等の職員が必要な事項の報告を求め、又は立入検査を行う場合があります。
①　法の施行に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事

項の報告を求め、又はこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査します。

② ①により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければなりません。

③ ①による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはなりません。

④ 対策加入者、地方公共団体、農業委員会、農業協同組合、地域農業再生協議会等は、経営所得安定対策の適正かつ円滑な実施に資するよう、①による報告及び検査に協力するものとします。

第５　交付金の返還等

（１）経営所得安定対策等の交付金について、

① 交付要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請をして交付金を不正に受けていたことが判明した場合

② 交付申請時に確認していただく誓約事項に反していることが判明した場合

③ 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米、加工用米及び備蓄米の生産に取り組む者であって、経営所得安定対策等の交付金の交付申請者が、これらの米穀を主食用に出荷・販売（いわゆる横流し）した事実が判明した場合

④ 地方農政局等や関係機関からの改善指導を受けたにもかかわらず、それに従わない場合

などの事案が発生した場合には、地方農政局長等は、その者に対して交付済みの交付金の全部若しくは一部の返還を命ずる、又は交付申請中の交付金を交付しない場合があります。

なお、③の場合には、事実が判明した年産に係る全ての経営所得安定対策等の交付金の返還を命ずることとします。

また、特に悪質と認められる場合には、これに加え、翌年度以降の交付申請書の不受理等の措置を講じることとします。

（２）地方農政局長等は、（１）により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利５％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとします。

（３）（２）により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促するものとし、その督促を受けた者がその指定期限までに返還を命ぜられた金額を納付しないときは、国税滞納処分等の例によりこれを処分することができるものとします。

（注）平成 27 年度までに収入減少影響緩和交付金の交付を受けた集落営農が、法人化計画の達成に向けた努力を行わずに解散した場合等は、交付金の返還を求める場合があります。

第６　罰則

畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づ

き、次の罰則規定があります。

（１）対象農業者の要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、３年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処されることがあります。

（２）第４の（４）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第４の（４）による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処されることがあります。

（３）法人（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。以下同じです。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、（１）又は（２）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、（１）又は（２）の罰金刑が科されることがあります。

第７　その他

経営所得安定対策等の実施に際して必要な事項については、本実施要綱に定めるもののほか、必要に応じて関係局長等が別に定めるところによるものとします。

附　則（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号）
１　この通知は、平成 23 年４月１日から施行します。
２　本実施要綱の制定に伴い、戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成 22 年４月１日付け 21 政第 190 号農林水産事務次官依命通知）は廃止します。
　ただし、平成 22 年度に戸別所得補償モデル対策実施要綱に基づき行われた取組については、なお従前の例によることとします。

附　則（平成 23 年９月１日付け 23 経営第 1616 号）
この通知は、平成 23 年９月１日から施行します。

附　則（平成 24 年４月６日付け 24 経営第 3521 号）
１　この通知による改正は、平成 24 年４月６日から施行します。
２　この通知による改正前の農業者戸別所得補償制度事業実施要綱の規定に基づき、平成 23 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附　則（平成 24 年 12 月 17 日付け 24 経営第 2660 号）
１　この通知による改正は、平成 24 年 12 月 17 日から施行します。
２　この通知による改正後の第７の４の（２）の②及び（３）の④の規定に係る部分については、平成 25 年４月１日から適用します。
３　この通知による改正後の第７の５の（１）の①及び⑦の規定に係る部分については、平成 24 年３月１日以後に行われたこの通知による改正後の第７の５の（１）の①に規定する利用権の設定について適用します。

附　則（平成 25 年１月 17 日付け 24 経営第 2841 号）
この通知は、平成 25 年１月 17 日から施行し、この通知による改正後の附則第２項及び第３項は、平成 24 年 12 月 17 日から適用します。

附　則（平成 25 年５月 16 日付け 25 経営第 360 号）
１　この通知による改正は、平成 25 年５月 16 日から施行します。
２　この通知による改正後の別紙 10 の２の(5)の規定による都道府県の地方農政局等に対する産地資金の活用計画書の提出期限について、「５月 31 日」とあるのは、平成 25 年度にあっては「６月５日」とします。
３　この通知による改正前の農業者戸別所得補償制度実施要綱の規定に基づき、平成 24 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附　則（平成 26 年４月１日付け 25 経営第 3838 号）
１　この通知による改正は、平成 26 年４月１日から施行します。
２　この通知による改正後のⅣの第２の４の（２）①の規定による交付申請者の地域センター等に対する様式第８号の２の提出期限について、「12 月 20 日」とあるのは、平成 26 年度にあっては「12 月 19 日」とします。
３　この通知による改正後のⅣの第２の４の（２）②の規定による交付申請者の地域センター等に対する様式第８号の３の提出期限について、「１月 31 日」とあるのは、平成 26 年度にあっては「２月２日」とします。
４　この通知による改正後の別紙 11 の２の（６）の規定による都道府県の地方農政局等に対する水田フル活用ビジョンの提出期限について、「５月 31 日」とあ

るのは、平成26年度にあっては「６月２日」とします。
5　この通知による改正前の経営所得安定対策実施要綱の規定に基づき、平成25年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附　則（平成27年４月９日付け26経営第3507号）
1　この通知による改正は、平成27年４月９日から施行します。
2　交付申請書等の各提出書類の提出について、この通知で定める提出期限が行政機関の休日に当たるときは、当該休日の翌日をもってその期限とみなします。
3　この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。
4　本実施要綱の改正に伴い、水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年２月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）は廃止します。ただし、平成26年度に同要領に基づき行われた取組については、なお従前の例によるものとします。

附　則（平成27年９月30日付け27経営第1527号）
1　この通知は、平成27年10月１日から施行します。
2　この通知の施行前に、農林水産省生産局長がこの通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱（以下「旧実施要綱」といいます。）の規定によりした判断その他の行為（以下「判断等」といいます。）は、農林水産省政策統括官がした判断等とみなします。
3　この通知の施行前に、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長が旧実施要綱の規定によりした審査その他の行為（以下「審査等」といいます。）は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長がした審査等とみなし、この通知の施行前に旧実施要綱の規定により地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に対してした申請その他の行為（以下「申請等」といいます。）は、当該地域センターの管轄区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所の長に対してした申請等とみなします。

附　則（平成28年３月31日付け27政統第892号）
1　この通知による改正は、平成28年４月１日から施行します。
2　この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき、平成27年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附　則（平成28年10月11日付け28政統第987号）
この通知は、平成28年10月11日から施行します。

附　則（平成29年４月１日付け28政統第1937号）
この通知は、平成29年４月１日から施行します。
1　この通知による改正は、平成29年４月１日から施行します。
2　この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき、平成28年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

３　本実施要綱の改正に伴い、水田活用の直接支払交付金実施要領（平成 26 年４月１日付け 25 生産第 3561 号農林水産省生産局長通知）は廃止します。ただし、平成 28 年度に同要領に基づき行われた取組については、なお従前の例によるものとします。

附　則（平成 30 年２月１日付け 29 政統第 1539 号）

この通知は、平成 30 年２月１日から施行します。

附　則（平成 30 年４月１日付け 29 政統第 1973 号）

１　この通知は、平成 30 年４月１日から施行します。

２　この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき、平成 29 年度までに実施した事業の取扱い並びに本要綱Ⅳの第１の１の（３）の②のイの規定に基づき、29 年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附　則（平成 31 年４月１日付け 30 政統第 2072 号）

１　この通知は、平成 31 年４月１日から施行します。

２　この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱（以下「改正前要綱」といいます。）の規定に基づき平成 30 年度までに実施した事業の取扱い及び改正前要綱Ⅳの第１の１の（３）の②のイの規定によりなされた 30 年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

（別紙１）

水田活用の直接支払交付金の交付対象農地

１　交付対象水田の整理・更新の基本的な考え方

（１）地域農業再生協議会においては、毎年７月１日現在で、農業者ごとの営農計画書等を基に、水田活用の直接支払交付金の交付対象となる農地（以下「交付対象水田」といいます。）を明確にした水田情報（水田台帳等）を整理してください。

（２）交付対象水田の整理に当たっては、次の方法を基本とします。

①　原則として地域農業再生協議会の管内に住所を有する農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する交付対象水田について、販売権の委託を含む農作業受託契約を締結しているものも含めて整理します。
　また、交付対象水田の所在地が当該協議会の区域外である場合も含めます。

②　交付対象水田の面積については、田本地面積とし、畦畔、はざ場等の作物の作付けが不可能な農地は含みません。
　なお、施設園芸を交付対象とする場合の交付対象面積は、生産に用いる施設の面積とします。

③　地域農業再生協議会は、営農計画書に記載された交付対象水田について、その状況を適切に把握することとし、次のいずれかの方法により、定期的に確認し、その確認に要した資料（実測の測定資料、畦畔率の根拠資料など）は、次に確認を行うまで保管することとします。

ア　実測

　水田活用の直接支払交付金の対象作物の作付面積の確認の機会を利用して、交付対象水田の本地面積を各筆ごとに測定します。

イ　水稲共済細目書記載面積等公的資料に記載された面積との照合

　交付対象水田に係る水稲共済細目書の水田面積（畦畔等耕作しない面積を除いた本地面積）の他、土地登記簿、固定資産課税台帳、農地台帳、地積調査の結果、ほ場整備等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された水田の面積と照合します。
　ただし、当該資料に記載された面積が本地面積であることが確認できない場合には、次のいずれかの手法を参考に推計した畦畔率を用いて畦畔面積を算出して、これを当該資料に記載された面積から差し引いて得た面積と照合します。

・　交付対象水田を抽出し、実測して求めた平均畦畔率
・　図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等の水田の区画が整理されている地域に限ります。）
・　統計部が公表した耕地面積及び畦畔面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率

ウ　ア及びイに掲げる方法以外の方法で、地域農業再生協議会が地方農政局等と協議して定めたもの

２　交付対象水田の範囲

（１）前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

①　現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地

②　畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの

ア　たん水設備（畦畔等）を有しない農地（本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。）

イ　所要の用水を供給しうる設備（用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備）を有しない農地（天水のみで水稲生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きます。）又は土地改良区内にあっては水稲生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地

③　再生利用交付金の交付対象となった農地

④　平成 30 年度以降３年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア　人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地（平成 25 年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの

イ　その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの

ウ　農地中間管理権が設定されたもの

⑤　別紙 13「産地交付金の考え方及び設定手続」の２の（１）に規定する地域の取組に応じた配分のうち畑地化の取組の対象となる農地

（２）（１）のほか、水田活用の直接支払交付金の交付に当たって、新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の①から④までのいずれかに該当するもの。ただし、⑤のアからオまでのいずれかに該当するものを除きます。

①　これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に参加しないこと等により水田情報に掲載されていなかった水田等のうち、前年度において、

ア　水稲の作付けが行われた水田

イ　水稲以外の作物作付けが行われ又は農地として良好な状態で管理されていた水田等

に該当するもの

② 前年度から当該年産までに水稲の作付けが可能となった土地であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田

イ 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田

ウ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年４月１日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）及び荒廃農地等利活用促進交付金（荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱（平成29年３月31日付け28農振第2202号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）等の対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたもののうち、地方農政局長等が認めたもの。

③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）

④ 上記のほか、担い手への集積、低コスト化等、水田フル活用に資することを条件に交付金の交付が適当と認められる農地であって、地方農政局長等が認めたもの（個人単位又は都道府県・地域農業再生協議会単位で交付対象水田の面積が増加しない範囲で、新たに交付対象水田として整理しようとする農地を含みます。）

⑤ 交付対象水田に該当しない土地

ア 新規開田地（新規開田地とは、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）附則第２条に規定する新規開田地等をいいます。）に該当するもの（②、③又は④に該当するものを除きます。）

イ 現況において非農地に転換された土地、転換されることが確実と見込まれる土地その他畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難な農地として２の（１）の②に該当するもの

ウ 再生利用交付金の交付対象となった農地

エ 平成30年度以降３年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

・ 人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの

・ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの

・ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）

オ 別紙13「産地交付金の考え方及び設定手続」の２の（１）に規定する地域

の取組に応じた配分のうち畑地化の取組の対象となった農地

３　報告及び指導

（１）地域農業再生協議会は、毎年７月１日現在で、当該協議会の水田情報において整理している全ての交付対象水田等の合計を「経営所得安定対策等交付金の対象作物の地域別作付計画面積報告書」（様式第６号）により、地方農政局等に報告します。

（２）地方農政局等は、地域農業再生協議会における交付対象水田の整理状況等について、作付面積の確認等を通じて把握し、必要な指導・助言を行います。
　特に、２の（２）の②のウ、③及び④の対象となる農地の取扱いの判断に当たっては、地域農業再生協議会は地方農政局等に相談してください。

（別紙２）

畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲

対象畑作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
麦 （小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦）	交付年度に生産する麦であって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づく麦品位等検査で２等以上の等級に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用麦、麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）は対象外です。 なお、品位等検査とは、農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査をいいます（以下同じです。）。	・　出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） ・　麦品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） ・　品質評価（Ａ～Ｄランク）結果を確認できる書類（「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成 19 年５月 15 日付け 19 総食第 133 号）の第６により農林水産省政策統括官が登録した法人（品質評価主体））から通知された品質評価結果通知書の写しなど） （注）品質評価（Ａ～Ｄランク）の基準については、別紙３「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。 なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてＤランクとなります。 ・　平成 18 年８月７日農林水産省告示第 1110 号の１の表中の備考３の特定用途（イに掲げる用途に限る。）以外の特定用途に合わせて品質評価を受けた場合は、当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類（需要者の当年産の用途別使用見込数量を証明したもの）等、同告示の特定用途の基準に合致することを証明する書類
大豆	交付年度に生産する大豆であって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づく大豆品位等検査で３等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用大豆、黒大豆は対象外です。	・　出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・　大豆品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）

てん菜	交付年度に生産するてん菜であって、国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産糖の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものであって、糖度 7.0 度以上のものに限ります。	・ 国内産糖製造事業者に販売する農業者別の平均糖度及び数量を確認できる書類
でん粉原料用ばれいしょ	交付年度に生産するでん粉原料用ばれいしょであって、国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産いもでん粉の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものに限ります。	・ でん粉工場にでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した品質区分別の出荷数量を確認できる書類
そば	交付年度に生産するそばであって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づくそば品位等検査で２等以上の等級に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用そばは対象外です。	・ 出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ そば品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）
なたね	交付年度に生産する食用植物油脂（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく食用油脂製造業の営業許可を受けた施設において製造されるもの）の製造の用に供されるなたねであって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量が対象です。 ただし、その他の用途、種子用なたねは対象外です。	・ 製油業者等との出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなどで、品種名が分かるもの）

（注１）なたねについて、品位等検査の結果等生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとする場合は、数量払交付申請書を提出する前に、地方農政局等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。（地方農政局等は、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとします。）
　なお、キザキノナタネ、キラリボシ、ナナシキブの３品種については、必要に応じて種子の購入伝票などの提出を求め、品種の確認をする場合があります。品種の確認ができない場合、当該３品種に適用される交付単価で交付金を交付することができなくなりますので、御注意ください。

（注２）農業者と当該農業者の対象畑作物の販売先である需要者が実質的に同一の者と見なされる場合（名称、代表者の氏名、事務所の所在地、構成員が同一である等）等にあっては、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です。

（注３）原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第２項の規定に基づく出荷制限が行われることとなった区域で生産され、出荷・販売することができなくなった対象畑作物については、播種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類（そば及びなたねについては、地方農政局等による数量確認書類を含む。）の提出により品質区分別生産量が確認できる場合は、確認された数量に対して数量払の交付を行います。
　なお、自家加工販売や直売所等で販売する予定であった対象畑作物については、播種前契約書に代えて、自家加工計画を提出するものとします。

（注４）表中の「需要者との販売契約」については、対象畑作物の播種前に締結されたものとしますが、農業者・農協等と需要者等との間での播種前の需給に関する情報交換（当該畑作物の生産量や品質等に関するもの）等が継続的に行われ、これを踏まえ計画的に需要に応じた生産がなされている場合を含むものとします。

（別紙３）

麦の品質区分と品質評価基準

麦の品質区分と品質評価基準については、平成 18 年８月７日農林水産省告示第 1110 号において次のとおり定められています。

１　麦の品質区分

Ａランク	評価項目の基準値を３つ以上達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Ｂランク	評価項目の基準値を２つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Ｃランク	評価項目の基準値を１つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦 評価項目の基準値を２つ以上達成しているものの、許容値を達成していない麦
Ｄランク	Ａ～Ｃランクのいずれにも該当しない麦

２　麦の品質評価基準

（１）小麦（日本麺の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく （低アミロース品種等）	9.7～11.3%	8.5～12.5% (8.0～13.0%)
灰　　分	1.60% 以下	1.65% 以下
容　積　重	840g/ℓ 以上	－
フォーリングナンバー	300 以上	200 以上

（注）「低アミロース品種等」は、粘弾性（もちもち感）を高め、製麺適性を向上させた品種であり、最近の品種転換の主流となっているが、従来品種と比べたんぱくが上がりにくい特性をもつ。

（２）小麦（パン又は中華麺の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく	11.5～14.0%	10.0～15.5%
灰　　分	1.75% 以下	1.80% 以下
容　積　重	833g/ℓ 以上	－
フォーリングナンバー	300 以上	200 以上

（３）小麦（醸造用）

評価項目		基準値	許容値
たんぱく	Ⅰ	11.5%以上 12.0%未満	10.0%以上
	Ⅱ	12.0%以上 13.5%未満	
	Ⅲ	13.5%以上	
容　積　重		760g/ℓ 以上	－

（注）　たんぱくⅠは品質評価項目の基準値を１つ達成、たんぱくⅡは２つ達成、たんぱくⅢは３つ達成したものとする。

（４）二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値
容 積 重	709g/ℓ 以上	－
細 麦 率	2.5mm（篩）下に 3.0%以下	－
白　　度	40 以上　基準歩留：55%	37 以上
正常粒率	80%以上（65%歩留時） 1.8mm（篩）上（砕粒を除きます。）	70%以上

（５）六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値
容 積 重	六条大麦　690g/ℓ 以上 はだか麦　840g/ℓ 以上	－
細 麦 率	六条大麦　2.2mm（篩）下に 2.0%以下 はだか麦　2.0mm（篩）下に 2.0%以下	－
白　　度	43 以上 基準歩留：六条大麦　55% はだか麦　60%	40 以上
硝 子 率	六条大麦　40%以下 はだか麦　50%以下	50%以下 60%以下

（６）二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用）

評価項目		基準値	許容値
たんぱく	Ⅰ	7.5%以上　9.0%未満	6.5%以上
	Ⅱ	9.0%以上 10.5%未満	
	Ⅲ	10.5%以上	
細 麦 率		二条大麦 2.2mm(篩)下に 2.0%以下 六条大麦 2.0mm(篩)下に 2.0%以下 はだか麦 2.0mm(篩)下に 2.0%以下	－

（注）　たんぱくⅠは品質評価項目の基準値を１つ達成、たんぱくⅡは２つ達成、たんぱくⅢは３つ達成したものとする。

（別紙４）

パン・中華麺用品種の対象範囲

畑作物の直接支払交付金の数量払において、パン・中華麺用品種の交付単価が適用される品種は、平成 18 年８月７日農林水産省告示第 1110 号において次のとおり定められています。

品種名	産地名
キタノカオリ	北海道
つるきち	北海道
はるきらり	北海道
ハルユタカ	北海道
春よ恋	北海道
ゆめちから	北海道、長野県、滋賀県、兵庫県（加古川市、加古郡稲美町及び加古郡播磨町）
ゆきちから	青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県
銀河のちから	岩手県、宮城県、秋田県、鳥取県
コユキコムギ	岩手県（西磐井郡平泉町）
ナンブコムギ	岩手県
やわら姫	岩手県
夏黄金	宮城県
ハルイブキ	秋田県
アオバコムギ	福島県
ゆめかおり	茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、長野県
ユメシホウ	茨城県、千葉県、神奈川県、三重県

タマイズミ	栃木県（小山市、下野市及び下都賀郡野木町）、岐阜県、三重県
ダブル八号	群馬県
ハナマンテン	埼玉県、長野県
ニシノカオリ	神奈川県、三重県、滋賀県、京都府、熊本県
福井県大三号	福井県
ユメアサヒ	長野県
ゆめあかり	愛知県
ミナミノカオリ	滋賀県、兵庫県、鳥取県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県（中津市及び豊後高田市以外）、宮崎県、鹿児島県
せときらら	京都府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、鹿児島県
セトデュール	兵庫県
ちくしW二号	福岡県
中国一七一号	福岡県
さちかおり	佐賀県
長崎W二号	長崎県
くまきらり	熊本県

（注）上記のほか、コユキコムギ（岩手県（西磐井郡平泉町以外））、タマイズミ（栃木県（小山市、下野市及び下都賀郡野木町以外））、ナンブコムギ（青森県、山形県及び石川県）、ニシノカオリ（大分県）、ミナミノカオリ（大分県（中津市及び豊後高田市））、ゆめちから（兵庫県（加古川市、加古郡稲美町及び加古郡播磨町以外））であって、農業者自らがパン・中華麺用向けに最も多く出荷・販売したことを証明し、品質評価主体からパン・中華麺用としての品質評価を受けたものについては、対象とします。

（別紙５）

面積払の交付対象農地

１　面積払の対象となる農地の基本的な考え方

（１）面積払の対象となる農地は、Ⅳの第１の１の（１）の②のイの(ｱ)及び(ｲ)の農地のうち、数量払の交付対象となる畑作物が作付けられた水田及び畑地です。なお、畑地については登記簿上の地目が「雑種地」等であっても対象となります。

（２）また、農作業委託契約に基づき、受託者が基幹三作業（耕起・整地、は種及び収穫）を行い、対象作物を受託者名義で出荷・販売する者の農地も対象に含まれます。

（３）面積払の対象となる農地については、

①　圃場整備に伴う確定測量の結果
②　農地台帳
③　地積調査の結果
④　土地登記簿
⑤　固定資産課税台帳

等の公的資料に記載された面積データ等を複数確認することとし、これらにより照合ができない場合については、図測や実測により把握することを基本とします。

（注）なお、農地台帳の再整備（地図化）を図る観点から、交付申請された農地が、農地台帳に記載されていない場合には、地番・本地面積等を調査の上、適切に農地台帳に反映させていく必要があります。

２　面積払の交付対象面積

面積払の交付対象となる当年産作付面積の確認については、地域協議会等と地方農政局等が十分に連携の上、下記の①～④の複数の情報の確認を行うことにより、交付対象面積として確定することとします。

①　農業共済組合等からの農作物・畑作物共済の引受面積等の情報
②　農協等（含む糖業事業者）が取りまとめた作付面積の情報
③　市町村等が保有するGIS等地図情報システムのデータ提供
④　①、②、③により確認ができない場合には現地での実測等（未作付等が含まれる農地については、実測又は合理的な計算により、これを当年産作付面積から控除）

（別紙６）

収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類

対象作物	生産実績数量の対象範囲	確認書類
米穀 （種子用又は用途限定米穀以外のものであること。以下同じです。）	交付前年度に生産した米穀のうち、次のア及びイを満たすものの数量。ただし、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を除いた数量。 ア　次のいずれかに該当するもの (ｱ) 交付前年度の３月 31 日までに、積立申出者が社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「米穀機構」といいます。）の会員又は当該会員の構成員（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第 113 号。以下「食糧法」といいます。）第 47 条第１項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限ります。）をしているものに限ります。以下「米穀機構傘下業者」といいます。）に対し販売し、又は販売を委託して出荷したもの (ｲ) 交付前年度の３月 31 日までに、積立申出者又は積立申出者から委託を受けて米穀を販売する者（米穀機構傘下業者を除く。以下「販売受託者」といいます。）が販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約（以下「販売契約」といいます。）を文書等により締結して、当該契約に基づき販売の対象としたもの イ　検査法第３条に規定する玄米に係る品位等検査（以下「米穀品位等検査」といいます。）を交付前年度の３月 31 日までに受け、当該検査において３等以上の等級に格付けされたもの又は当該等級に相当すると認められるものとします。 この場合において、当該等級に相当するものについては、次に該当するものに限るものとします。 (ｱ) 災害等により作柄が著しく不良となり、米穀品位等検査において３等に満たない品位に格付けされた米穀が発生したときは、一定の品位基準等を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に確認できるもの (ｲ) 共同乾燥調製施設等において調製されたもみにあっては、当該施設等に配置された農産物検査員（検査法第 17 条第２項第１号に規定する者をいいます。）による当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認が行われ、３等以上の等級に相当すると認められたもの	・　米穀品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） ・　交付前年度の３月 31 日までに販売し、又は販売を委託して出荷した数量を確認できる書類（販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・　交付前年度の３月 31 日までに販売の対象とした数量を確認できる書類（販売委託契約書の写し、販売代金精算書の写しなど） 集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。 確認書類の枚数が著しく多い場合は、積立申出者自身がその数量に係る一覧表を作成して、その旨を申し出ることにより書類の添付を省略することができます。

米穀以外の対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）	別紙２「畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「品質区分別生産量の対象範囲」と同じです。ただし、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を除いたものが対象となります。 （ただし、小麦にあっては、春期に播種する小麦（主として３月及び４月に播種することにより生産される小麦をいいます。）と秋期に播種する小麦（主として９月から 11 月までの間に播種することにより生産される小麦をいいます。）に区分します。）	別紙２「畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「確認書類」と同じです。 ただし、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。

（注）品位等検査等の実施を求める申請書に記載する検査請求者及び販売伝票等に記載する販売者の住所及び氏名又は名称は、原則として「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第１号）に記載した住所及び氏名又は名称としてください。

（別紙７）

収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出

１　単位面積当たり標準的収入額の算出

単位面積当たり標準的収入額は、前年産以前５か年産の各年産における10ａ当たり収入額（各年産における販売価格に各年産における単収を対象作物ごとにそれぞれ乗じて得られる額をいいます。以下同じです。）のうち最大のもの及び最小のものを除いたものを合算し、３で除して得られる額とします。

２　当年産単位面積当たり収入額の算出

当年産における10ａ当たりの収入額（以下「当年産単位面積当たり収入額」といいます。）は、当年産における販売価格に単収を対象作物の種類ごとにそれぞれ乗じて得られる額とします。

３　販売価格及び単収

対象作物の種類ごとの販売価格及び単収は、それぞれ下表に定めるものとします。

ただし、４により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する販売価格又は単収とします。

対象作物	販売価格	単収
米穀	国が公表する都道府県産の産地品種銘柄の相対取引価格（消費税、包装代を除いたものとします。）のうち、当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた水稲うるち玄米の数量の多い順上位３銘柄(当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた当該産地品種銘柄が２銘柄である場合にあっては、当該２銘柄)について、報告徴収した各産地品種銘柄の価格を年産を通して毎月ごとの相対取引数量で加重平均した価格(以下「年産平均相対価格」といいます。)を各産地品種銘柄の当該年産の前年産のもので	農林水産統計の都道府県ごとの10ａ当たり収量（1.7㎜基準ベース）

	米穀品位等検査を受けた水稲うるち玄米の数量で加重平均した価格（当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた産地品種銘柄が１銘柄である場合にあっては、当該１銘柄についての年産平均相対価格） ※１　１に係る前年産の収入額及び２の収入額に係る販売価格及び数量は、それぞれ交付前年度の３月31日までの取引に係るものを使用します。 ※２　米穀品位等検査を受けた水稲うるち玄米の数量は、当該検査を受けた年産に係る年度の翌年６月30日までのものを使用します。	
麦	小麦（春期には種する小麦と秋期には種する小麦別）、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の別に、米麦改良協会が定める民間流通麦の入札業務規程に基づき入札取引が行われた年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位３銘柄（入札取引が行われた産地品種銘柄が２銘柄である場合にあっては、当該２銘柄とします。）について、米麦改良協会が公表した各産地品種銘柄の価格（包装代、消費税等相当額を除いた価格とします。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（平成23年産以降の小麦にあっては、当該価格に、入札が行われた時点における輸入麦の政府売渡価格に対する、下記に定める取引期間ごとの輸入麦の政府売渡価格の比率を乗じて算出した取引期間ごとの価格を、取引期間ごとの取引数量で加重平均した価格。以下「年産平均価格」といいます。）を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（入札取引が行われた産地品種銘柄が１銘柄である場合にあっては、当該１銘柄についての年産平均価格） 取引期間①　生産年の４月１日から９月30日まで 取引期間②　生産年の10月１日から翌年の３月31日まで	農林水産統計の都道府県ごとの10ａ当たり収量（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの。）

	取引期間③　生産年の翌年４月１日から９月30日まで ※　小麦については、平成23年産以降の１に係る前年産の収入額及び２の収入額に係る各産地品種銘柄ごとの年産平均価格にあっては、取引期間③の取引数量として、取引予定数量を使用するものとします。	
大豆	財団法人日本特産農産物協会（以下「特農協会」といいます。）が定める大豆の入札取引に係る業務規程に基づき入札取引が行われた年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位３銘柄（入札取引が行われた産地品種銘柄が２銘柄である場合にあっては、当該２銘柄とします。）について、特農協会が公表した各銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（入札取引が行われた産地品種銘柄が１銘柄である場合にあっては、当該１銘柄についての年産平均価格） ※　１に係る前年産の収入額及び２の収入額に係る落札価格及び落札数量は、それぞれ翌年の３月31日までの取引に係るものを使用するものとします。	農林水産統計の都道府県ごとの10ａ当たり収量
てん菜	てん菜白糖の販売価格を収入分配して得られるてん菜の販売価格（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」といいます。）第21条第２号に規定するてん菜糖製造事業者とてん菜生産者との約定に基づき、各年産のてん菜を原料として製造されるてん菜白糖の販売収入（当該てん菜白糖が主に製造される砂糖年度に適用される価格調整法第22条第２項第３号に規定する額にてん菜白糖の標準的な販売費用の額を加えた額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される額）を分配して得られる価格のうち北海道平均のものに相当する額）	農林水産統計の都道府県ごとの10ａ当たり収量

でん粉原料用ばれいしょ	糖化用等交付金交付の対象用途に仕向けられるばれいしょでん粉の販売価格を収入分配して得られるでん粉原料用ばれいしょの販売価格（価格調整法第35条第２号に規定するばれいしょでん粉製造事業者とでん粉原料用ばれいしょ生産者との約定に基づき、各年産のでん粉原料用ばれいしょを原料として製造されるばれいしょでん粉の販売収入（価格調整法第36条第２項第３号に規定する額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される額）を分配して得られる価格の北海道平均のものに相当する額） ※　１に係る前年産の収入額及び２の収入額に係る価格にあっては、その算出に用いる価格調整法第36条第２項第３号に規定する額は、生産した年の翌年６月末までの間に適用される輸入に係るでん粉につき同法第31条第１項第１号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎とするものとします。	農業共済制度に係る北海道のでん粉加工用（一類）の10ａ当たり収量

（注１）　１に係る前年産以前５か年産の販売価格のいずれかの年産において、都道府県の産地品種銘柄の価格及び数量がない場合にあっては、前年産以前５か年産及び２の当年産に係る販売価格としては、全て全産地品種銘柄価格（全産地品種銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の当該年産の前年産もので品位等検査を受けた数量で加重平均した価格をいいます。以下同じです。）を使用します。

ただし、当年産においてのみ当該都道府県に係る産地品種銘柄の価格及び数量がない場合は、当該都道府県の産地品種銘柄の前年産の年産平均価格を当該前年産の落札数量で加重平均した価格に、当年産の全産地品種銘柄価格を前年産の全産地品種銘柄価格で除した数を乗じて得られる価格を使用します。

（注２）　１に係る前年産以前５か年産の単収のいずれかの年産において、都道府県ごとの10ａ当たり収量が公表されていない場合にあっては、前年産以前５か年産及び２の当年産に係る単収としては、当該都道府県の属する全国農業地域別の10ａ当たり収量を使用するものとし、当該全国農業地域別の10ａ当たり収量が公表されていない場合にあっては、全国の10ａ当たり収量を使用します。

ただし、当年産においてのみ当該都道府県に係る単収がない場合は、当該都道府県

の前年産の単収を、前年産の当該都道府県が属する全国農業地域の単収に、当年産の当該都道府県が属する全国農業地域の単収で除した数を乗じて得られる単収を使用します。

４　地域等区分

(1) 地域等区分の設定

単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び別紙８「収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法」の３の共済金相当額（以下「単位面積当たり標準的収入額等」といいます。）は、原則として都道府県ごとに算出するものとしますが、都道府県知事の申請により、都道府県内の地域別並びに対象作物の種類別及び産地品種銘柄別の区分（以下「地域等区分」といいます。）を設けることができます。

また、地域等区分は、原則として変更できないものとし、地域等区分を設定しなかった場合も同様とします。

(2) 地域等区分設定の手続

ア　都道府県知事は、地域等区分の設定を申請又は変更しようとするときは、当年の１月31日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書」（様式第10－２号）を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出します。

イ　農林水産大臣は、申請のあった地域等区分が、(3)に掲げる要件に該当する場合は、当該地域等区分を設定します。

(3) 地域等区分設定の要件

ア　共通事項

(ｱ) 当該地域等区分に係る単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータの全てについて、客観性及び透明性が確保されていること

(ｲ) 単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用する対象作物の種類ごとの販売価格や単収のデータの採り方について、当年産及び前年産以前５か年産において連続性が確保されていること

(ｳ) 都道府県知事が、単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータについて、(4)のデータの提出期限までに提出することが確実と認められること

(ｴ) 当該地域等区分に係る積立申出者の生産実績数量の把握が可能であること

イ　販売価格

原則として、米穀は産地品種銘柄ごとの年産平均相対価格及び米検査数量の加重平均価格とし、麦は米麦改良協会、大豆は特農協会がそれぞれ公表する産地品種銘柄ごとの落札価格及び落札数量の加重平均価格とします。

また、米穀のうち、水稲もち米や醸造用玄米のように、食糧法第52条第１項の報告徴収の対象となっていないものにあっては、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会等（以下「全農等」といいます。）と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量の加重平均を３の販売価格の扱いに準じて使用することができます。（この場合、(4)のア及びイのデータを提出する際に、販売価格の根拠となった全農等と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量のデータを添付することとします。）

なお、３に定めるところにより麦及び大豆の販売価格を算定する都道府県であって、当該都道府県の産地品種銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(以下「都道府県平均落札価格」といいます。)に代えて地域等区分に応じた販売価格を算定し使用しようとするものは、当年産又は前年産以前５か年産のいずれかの年産において、災害等を要因として生産量、集荷量及び品質が平年を著しく下回る等のやむを得ない事情により販売価格の算定に必要な産地品種銘柄の落札価格及び落札数量のデータが採れず、その算定が困難と認められる年産があるときは、(4)のデータの提出の際に農林水産大臣に申請することにより、その年産の販売価格について、都道府県平均落札価格を使用することができます。

ウ　単収

原則として、農林水産統計によるデータ

エ　標準単収

原則として、農業共済制度において設定される単位当たり収穫量

(4) 地域等区分データの提出

都道府県知事は、次のア及びイに掲げるデータについて、それぞれ定める期日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書」（様式第10－３号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出します。

ア　単位面積当たり標準的収入額に係るデータ　当年の５月10日

イ　当年産単位面積当たり収入額に係るデータ及び共済金相当額に係るデータ

翌年の５月10日

（別紙８）

収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法

１　当年産生産面積の算出

地方農政局長等は、提出された「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第 10－１号）に記載された対象作物の種類ごとの生産実績数量を確認し、当該数量を別紙７「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の３に定める対象作物の種類ごとの当年産の単収で除して得た面積を当年産における当該交付申請者ごとの対象作物の生産面積（以下「当年産生産面積」といいます。）として算出します。

２　交付金額の算定

地方農政局長等は、次の(1)から(3)までにより当該交付申請者ごとの交付金額を計算します。

なお、この場合において、交付金額の計算については、当該交付申請者が、

ア　認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村

イ　集落営農組織（特定農業団体を除きます。）であるときは、当該集落営農が法人化及び農地利用の集積が確実であると判断した市町村

ウ　認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額等を適用します。

(1) 標準的収入額

交付申請者ごとの標準的な収入の額(以下「標準的収入額」といいます。)は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

単位面積当たり標準的収入額　×　当年産生産面積

(2) 当年産収入額

交付申請者ごとの当年産の収入の額（以下「当年産収入額」といいます。）は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

当年産単位面積当たり収入額　×　当年産生産面積

(3) 交付金額

交付申請者ごとの収入減少影響緩和交付金の交付金額は、次の算式により算

出された金額とします。ただし、当該交付申請者ごとの積立金の全額の３倍に相当する額を上限とします。

((標準的収入額－当年産収入額）×0.9－共済金相当額（注１）×0.75 （注）共済金相当額が算定される場合には、共済金相当額を控除します。

３　共済金相当額

(1) 共済金相当額を控除する場合

災害等により収量の減少があった場合に支払われる農業共済制度における共済金と収入減少影響緩和交付金が重複して補塡されることを回避するため、当年産において、対象作物の種類ごとに、単収を当該年産の標準的な 10ａ当たりの収量（以下「標準単収」といいます。）で除して得られる割合が、当該対象作物の種類ごとの９割を下回った場合は、農業共済制度が発動したとみなし、共済金相当額を控除します。

(2) 共済金相当額の算出

交付申請者ごとの共済金相当額は、(1)に該当する対象作物であって、その種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

単位面積当たり共済金相当額(注)　×　当年産生産面積 （注）単位面積当たり共済金相当額＝（標準単収×９割－単収）× 数量当たり価額

ア　単収

単収は、それぞれ別紙７「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の３に定める単収と同じです。

イ　標準単収

標準単収は、それぞれ次に定めるものとします。

なお、アにおいて、全国農業地域の 10a 当たり収量を使用する場合における標準単収は、当該全国農業地域に属する都道府県の標準単収を当該都道府県ごとの前年産の作付面積の加重平均により算出された単位当たり収穫量とし、全国の 10a 当たり収量を使用する場合は、同様の手法により算出された全国の単位当たり収穫量とします。

この全国農業地域及び全国の 10a 当たりの標準単収を算出する場合に、(ｲ)のただし書又は(ｳ)のただし書に該当する都道府県を計算に含める必要があるときは、この計算に使用する都道府県の標準単収は、(ｲ)のただし書又

は(ｳ)のただし書の規定にかかわらず、麦にあっては農作物共済引受要綱第２章第２節第１の１の（４）の規定に、大豆及びてん菜にあっては畑作物共済引受要綱第２章第３節第３の１の（１）のエの規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量（春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）とします。

ただし、別紙７「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の４により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する標準単収とします。

(ｱ) 米穀

農林水産統計の都道府県ごとの 10ａ当たり平年収量（1.7㎜ 基準ベース）

(ｲ) 麦

農作物共済引受要綱第２章第２節第１の１の（４）の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位面積当たり収穫量（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）

ただし、同（４）のただし書又は同節第１の２の（３）のただし書の規定を適用した都道府県にあっては、農林水産省経営局長が都道府県に通知する単位当たり収穫量に代えて、同節第１の１及び２の規定に基づき、当該都道府県知事が定めた農業共済組合等ごとの単位当たり収穫量を当該農業共済組合等ごとの作付面積で加重平均することにより算出された当該都道府県の平均単位当たり収穫量とします。

(ｳ) 大豆及びてん菜

畑作物共済引受要綱第２章第３節第３の１の（１）のエの規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量

ただし、同エのただし書又は同節第３の１の（２）のウのただし書の規定を適用した都道府県にあっては、農林水産省経営局長が当該都道府県に通知する単位当たり収穫量に代えて、同節第３の１の（１）及び（２）の規定に基づき、当該都道府県知事が定めた農業共済組合等ごとの単位当たり収穫量を当該農業共済組合等ごとの作付面積で加重平均することにより算出された当該都道府県の平均単位当たり収穫量とします。

(ｴ) でん粉原料用ばれいしょ

畑作物共済引受要綱第２章第３節第３の５の規定に基づき北海道知事が農林水産省経営局長に報告する単位当たり収穫量

ウ　数量当たりの価額

対象作物の種類ごとの数量当たりの価額は、当年に生産された年産に係るものとし、それぞれ次に定めるものとします。

(ｱ) 米穀

農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）第 91 条第１項の規定により、農林水産大臣が定める水稲の１kg当たり共済金額における都道府県ごとの最高額

(ｲ) 麦

農業保険法施行規則第 91 条第１項の規定により、農林水産大臣が定める麦（ビールの用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの及び種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものを除きます。）の１kg当たり共済金額（法第５条第１項の規定に基づき法第３条第１項第２号の交付金の交付の申請をする者であって法第２条第４項各号に掲げる要件に該当するもの（以下「対象農業者」といいます。）が耕作の業務を営む耕地に係るものに適用する金額を除きます。）における都道府県ごとの最高額（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）

(ｳ) 大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

農業保険法施行規則第 144 条第１項の規定により、大豆については 10 kgを単位として、また、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては 1,000 kgを単位として、農林水産大臣が定める共済金額（対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものに適用する金額を除きます。）における都道府県ごとの最高額をそれぞれ１kg当たりのものとして換算した額

４　共済金相当額の調整

３により対象作物の種類ごとに共済金相当額を算出する場合において、次に定める場合に該当するときは、それぞれの場合に対応する額を単位面積当たり共済金相当額とみなします。

(1) 単位面積当たり共済金相当額が、単位面積当たり標準的収入額から当年産単位面積当たり収入額を控除して得られる額の９割の額を上回る場合にあっては、当該９割の額

(2) 当年産単位面積当たり収入額が単位面積当たり標準的収入額を上回る場合にあっては、零

（別紙９）

収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法

１　積立基準収入額の算出

積立て申出をした農業者（以下「積立申出者」といいます。）ごとの当年積立額の算出の基準となる収入額（以下「積立基準収入額」といいます。）は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

単位面積当たり標準的収入額(注)　×　生産予定面積

（注）単位面積当たり標準的収入額については、

ア　その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村

イ　その者が集落営農組織（特定農業団体を除きます。）であるときは、当該集落営農が法人化及び農地利用の集積が確実であると判断した市町村

ウ　その者が認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村が属する地域

に設定されたものとします。

２　当年積立額の算出

積立申出者ごとの当年積立額は、積立基準収入額を基準として、積立申出者の繰越積立残額に応じて、それぞれ次の算式により算出された額とします。

なお、繰越積立残額が積立基準収入額の 4.5%以上の場合には、当年積立額は算出しないものとします。

ア　繰越積立残額が零の場合　次のいずれかの算式により算出された額

(ｱ)　積立基準収入額×2.25%

(ｲ)　積立基準収入額×4.5%

イ　繰越積立残額が積立基準収入額の 2.25%未満の場合　次のいずれかの算式により算出された額

(ｱ)　積立基準収入額×2.25%

(ｲ)　積立基準収入額×4.5%－繰越積立残額

ウ　繰越積立残額が積立基準収入額の 2.25%以上 4.5%未満の場合

積立基準収入額×4.5%－繰越積立残額

３　積立金の額の確定

地方農政局長等は、積立申出者からの交付申請を受け、別紙８の１により対策加入者ごとの当年産生産面積を算出したときは、次の算式により当該積立申出者ごとに算出された額又は当該対策加入者が当年積立額を納付した後の積立金の額のいずれか低い額を、当該積立申出者の当年における積立金の額として確定し、積立申出者に通知します。

ア　積立金の額が積立基準収入額の 2.25%以上 4.5%未満の場合
　　標準的収入額×2.25%＋繰越積立残額
イ　積立金の額が積立基準収入額の 4.5%の場合
　　標準的収入額×4.5%
ウ　積立金の額が積立基準収入額の 4.5%を超える場合
　　繰越積立残額－（積立基準収入額×4.5%－標準的収入額×4.5%）

４　積立金返納額の算出

地方農政局長等は、積立金を積み立てている積立申出者が次のアからキまでに掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれの場合に対応する額を、当該積立申出者の積立金を取り崩した上で返納するよう、別紙 10「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」により指定された積立金管理者に対し指示するとともに、イ、ウ、エ、オ及びキに該当する場合は、当該積立申出者にも通知します。

また、指示を受けた積立金管理者は、通知されたところにより、当該積立申出者に積立金を返納し、その結果を「収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書」（様式第 10－４号）により、地方農政局長等に報告します。

ア　交付金の交付を受ける場合　当該交付金の交付金額の３分の１
イ　積立金の返納の申出をした場合　積立金の全額
ウ　積立金の積立ての申出時期に積立ての申出をしなかった場合　積立金の全額
エ　当年積立額を納付期限までに納付せず、かつ、その者の繰越積立残額が、当年における積立基準収入額の 4.5％を下回る場合　積立金の全額
オ　納付した額が通知された積立額を超えた場合　その超えた部分に相当する額
カ　その者の当年における標準的収入額がその者の当年における積立基準収入額を下回った場合であって、
　(ｱ) 積立金の額が当該積立基準収入額の 2.25％以上 4.5％未満であるとき　その差額×2.25％
　(ｲ) 積立金の額が当該積立基準収入額の 4.5％以上であるとき　その差額×4.5％
キ　交付金の交付申請があった際に、その者が対象農業者でないことが確認された場合　積立金の全額

（別紙 10）

収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

１　積立金管理者の指定

(1) 農林水産大臣は、収入減少影響緩和交付金に係る積立金を適切に管理することができると認められるものとして、都道府県知事の意見を聴いて、都道府県ごとに積立金管理者を指定します。

(2) 積立金管理者の指定を受けようとする者は、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書」（様式第 10－５号）に、定款又は規約の写しを添付し、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に申請するものとし、農林水産大臣は、その内容が適当と認められる場合は、当該申請者に対しその旨を通知します。

(3) (2)の通知を受けた指定申請者は、定款又は規約において、収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定め、当該定款又は規約の写し、預金口座及び事務取扱責任者について「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」（様式第 10－６号）により、速やかに、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。

(4) 積立金管理者は、組織の名称、代表者氏名、住所、定款又は規約その他の積立金管理者の指定申請にかかる事項を変更しようとするときは、速やかに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者変更届」（様式第 10－７号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。

　この場合において、当該報告が、組織の合併等による２の積立金管理者の要件に係る変更の報告の場合には、都道府県知事の意見を添付します。（２の積立金管理者の要件に係る事項の変更の報告ではない場合（例えば、主たる事務所の移転による住所変更等の軽微な変更の報告を行う場合）は、この限りではありません。）。

(5) 積立金管理者は、(3)の報告に係る事項について変更が生じた場合は、速やかに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届」（様式第 10－８号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。

２　積立金管理者の要件

積立金管理者の要件は、次に掲げるものとします。

(1) 都道府県内の全ての対策加入者に係る積立金の適切な管理が可能な公正かつ

中立な組織

(2) 組織の定款又は規約が定められ、恒常的に存続することが確実と見込まれること

(3) 地方農政局長等の指示に基づき積立金を管理し、収入減少影響緩和交付金に係る事務を円滑に行うことが確実と見込まれること

(4) 国又は地方公共団体が実施する担い手施策等の農業施策と密接な関係を有する組織

3　積立金管理者の業務

積立金管理者の業務は、次に定めるものとします。

(1) 積立金を適切に管理するための決済用預金（預金保険法（昭和 46 年法律第 43 号）第 51 条の２第１項に規定する決済用預金をいいます。）又は決済用貯金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 51 条の２第１項に規定する決済用貯金をいいます。）の口座を開設すること

(2) (1)の口座に係る帳簿の整備を行うこと

(3) 地方農政局長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地方農政局長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること

(4) 地方農政局長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示をした場合には、当該指示に従って返納すること

(5) 毎年３月 31 日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」（様式第 10－９号）により、積立金の管理の状況を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること

(6) その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること

「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」（様式第 10－10 号）により、(1)の口座の毎月末の残高を地方農政局長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

4　積立金管理者が取得した個人情報の取扱い

(1) 積立金管理者は、３に定める業務に関して知り得た個人情報を業務の遂行に使用する以外の目的のために使用し、又は提供してはならない。

(2) 積立金管理者は、業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は３に定める業務を遂行するために地方農政局等に個人情報を送付する場合以外には、複製し、送信し、送付し又は持ち出してはならない。

(3) 積立金管理者は、個人情報の漏洩について疑義案件が発生した場合は、事実関係の調査、被害の把握、拡大防止等に向けた必要な措置を講ずるとともに、地方農政局等に対して、事案が発生した経緯、被害状況、再発防止策、本人への対応等について、直ちに報告しなければならない。

(4) 積立金管理者は、３に定める業務に係る書類等について、５年間これを保存するとともに、保存期間終了後、復元又は判読が不可能となる方法により個人情報の消去又は破棄を行わなければならない。

（別紙 11）

水田フル活用ビジョンについて

１　作成主体

都道府県段階の水田フル活用ビジョンについては、都道府県が都道府県農業再生協議会における検討を踏まえて作成します。また、地域段階の水田フル活用ビジョンについては、地域農業再生協議会が作成し、都道府県が取りまとめるものとします。

２　水田フル活用ビジョンの内容

次の内容について記載するものとします。産地交付金による支援を行う場合、水田フル活用ビジョンにこれらの内容について記載されていることが要件となります。

（１）地域の作物作付けの現状、地域が抱える課題

地域における作物作付けの現状や近年の動向、生産振興を図るに当たって地域が抱える課題等を記載するものとします。

（２）作物ごとの取組方針等

（１）を踏まえ、作物（主食用米を含む。２の（３）において同じです。）ごとの作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携及び活用施策等を記載するものとします。あわせて、畑地化に取り組む場合は、取組予定地域、面積及び作付けする作物等を記載するものとします。

なお、産地交付金については、本項目に記載した作物ごとの取組方針に沿った形で活用するとともに、その活用の目的（目指すべき方向性）を記載するものとします。

（３）作物ごとの作付予定面積

作物ごとに、前年度の作付面積並びに当年度及び 2020 年度の作付目標面積を記載するものとします。

（４）課題解決に向けた取組及び目標

産地交付金により支援する取組については、地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりに向け、対象作物及び助成内容ごとに、目標を設定するもの

とします。目標については、取組実績を把握できる生産コスト等の客観的な数値とし、前年度の実績値及び目標策定年度から３年以内の目標値を記載するものとします。

また、都道府県又は地域農業再生協議会は、毎年度、目標値の達成状況を確認し、必要に応じて産地交付金により支援する取組を見直すものとします。

国は、毎年度、水田フル活用ビジョンに基づく取組状況の確認等を行い、必要に応じて産地交付金の調整を行うものとします。

（５）産地交付金の活用方法の明細

取組ごとに、助成内容（交付対象作物、目標、具体的要件及び単価等）を記載するものとします。

３　公表等

２の（１）から（４）までについては、別紙 13 の２の（６）に基づく承認がなされた後、おおむね２週間以内に策定主体のホームページ等で公表するものとします。

また、水田フル活用ビジョンを踏まえて農業者から提出された営農計画書について、地方農政局長等は、都道府県に対し、９月末までを目途に情報提供及び意見聴取を行うものとします（様式第 11－４号）。

（別紙 12）

戦略作物助成の扱い

１　戦略作物助成の要件

戦略作物助成の対象となる戦略作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

（１）麦

農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

（２）大豆

農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

（３）飼料作物

青刈り稲・わら専用稲にあっては、新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）の認定を受けていること。

その他の飼料作物にあっては、需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

（４）飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第４条第３項）の認定を受けていること。

（５）ＷＣＳ用稲

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）の認定を受けていること。

（６）加工用米

加工用米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第５）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第６の１）を締結していること。

（注）麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第９－４号）を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

２　戦略作物助成の対象作物の申告

戦略作物助成は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の戦略作物の作付けを行い、それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

３　飼料用米又は米粉用米の収量に応じた支払い

（１）飼料用米又は米粉用米で取り組む品種と同一の品種で主食用米の生産にも取り組む場合の出荷方式としては、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷のいずれかを選択することができるものとします。

ただし、区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需要米取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）に、飼料用米又は米粉用米の生産段階における主食用米の生産との差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含みます。）の取組内容）を記載しなければならないものとします。

（注）区分管理方式による出荷・一括管理方式による出荷とは、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第４の１に規定する出荷方式をいいます。

（２）飼料用米、米粉用米の交付単価については、出荷方式の別により、下表に掲げる量を基に算定を行うものとします。

区分管理方式による出荷	取組ほ場からの全収穫量（※）
一括管理方式による出荷	出荷契約数量又は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の別添３の方法により調整した数量

（※）交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合において、地方農政局等と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下米の出荷・販売契約数量を確認できる書類（販売伝票の写し等）の提出を求める等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことがあります。

（別紙 13）

産地交付金の考え方及び設定手続

1　趣旨

産地交付金は、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援するものです。

2　産地交付金による助成内容の設定

（1）国から各都道府県に対して、それぞれの交付金枠を配分します。

なお、配分については、年度当初に行う配分（以下「当初配分」といいます。）のほか、10 月中～下旬を目途に行う配分（以下「追加配分」といいます。）を行います。追加配分には地域の取組に応じた配分を含みます。

対象作物等	取組内容	追加配分単価
飼料用米 米粉用米	多収品種の取組	12,000 円／10 a
そば なたね	作付けの取組 ※　基幹作のみ。	20,000 円／10 a（基幹作）
新市場 開拓用米	作付けの取組(平成 30 年度から 5 年間) ※　基幹作のみ。	20,000 円／10 a（基幹作）
畑地化	対象農地を交付対象水田から除外する等の取組 ※　取組初年度のみ。	105,000 円／10 a

このほか、以下の追加配分を行います。

①　転換作物拡大加算

主食用米以外の作物の作付けが拡大し、主食用米の作付面積が平成 29 年度以降の最小面積から更に減少することとなる都道府県に対して、減少面積に応じて 10,000 円/10a の追加配分を行います。

②　平成 31 年度緊急転換加算（2019 年度限り）

主食用米以外の作物の作付けが拡大し、主食用米の作付面積が平成 30 年度から減少することとなる都道府県に対して、減少面積に応じて 5,000 円/10a の追加配分を行います。

③　高収益作物等拡大加算

主食用米の作付面積が平成 30 年度以降の最小面積から更に減少し、高収益作物等の作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）が平成 30 年度以降の最大面積から更に拡大することとなる地域農業再生協議会がある場合、都道府県に対して、当該拡大面積の合計に応じて、20,000 円/10a の追加配分を行います。

その際、平成 30 年度において平成 29 年度より高収益作物等の作付面積が減少した地域農業再生協議会であって、平成 31 年度において平成 30 年度より高収益作物等の作付面積が拡大した面積が、当該減少面積の１／２に満たない地域農業再生協議会の拡大面積は合算しません。

（※）高収益作物等とは、高収益作物（主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物とします。ただし、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物であることについて地方農政局等の承認を得た場合は、高収益作物として取り扱うものとします。なお、この場合、水田フル活用ビジョンの承認手続と併せて、6 月 30 日までに地方農政局等の承認を得ることとします。以下同じです。）、加工用米、新市場開拓用米及び飼料用とうもろこし（飼料作物のうちとうもろこしをいいます。）をいいます。

（２）都道府県は、国から配分される交付金枠の範囲内で助成内容（交付対象作物、目標、具体的要件及び単価等）を設定します。都道府県の判断によっては、国から配分される交付金枠を更に地域農業再生協議会に配分し、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することもできますが、その場合においても、少なくとも当初配分の１割以上は、地域農業再生協議会に配分せず、都道府県が助成内容を設定しなければならないものとします。

（３）助成内容の設定に当たっては、以下の点に即したものとすることが必要です。

①　地域における水田農業経営の課題に対応し、取組を行う者の収益力向上に資する取組に対する助成とし、所得増加に直接寄与しない作物を生産する取組（ただし、次年度以降の所得増加に寄与する又は地域における収益力の向上に資するといった観点から地方農政局長等が必要と認めた取組を除きます。）への助成は行わないこと

その際、高収益作物に係る助成内容の設定に当たっては、当該作物の導入に当たっての課題、また、加工用米又は新規需要米の直播栽培に係る助成内容の設定に当たっては、生産コスト削減効果を発揮するための課題に、それぞれ対応した取組への助成とすること

②　経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと

③　主食用米、備蓄米及び調整水田等の不作付地に対する助成は行わないこと

（４）助成内容の設定に当たっては、高収益作物に対する交付額を前年度よりも高めるよう努めてください。

（５）都道府県は、都道府県段階で設定した取組方針等及び地域農業再生協議会ごとに設定した取組方針等を取りまとめて水田フル活用ビジョン（様式第 11－５号）を作成し、地方農政局等に生産年の５月 31 日までに提出するものとします。

また、追加配分が行われた際や追加配分に係る取組の進展に伴い、水田フル活用ビジョンの変更を行う必要がある場合、又は計画と実績が大きく乖離することが明らかになり、水田フル活用ビジョンの取組ごとの面積及び所要額の変更を行う必要がある場合は、速やかに変更後の水田フル活用ビジョンを地方農政局等に提出するものとします。

（６）地方農政局等は、都道府県から提出のあった水田フル活用ビジョンについて、別紙 11 の２に定める内容が記載されているか、産地交付金の活用方法について（２）及び（３）に照らして適当かを審査し、その内容が適当と認められる場合は承認し、６月 30 日までに都道府県に通知するものとします。

３　追加配分のうち地域の取組に応じた配分について

（１）地域の取組に応じた配分の対象となる取組

①　飼料用米、米粉用米に係る多収品種の取組

多収品種（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第４の３に規定する品種をいいます。）での飼料用米、米粉用米の取組について、追加配分を行うものとします。

②　そば・なたねの取組

そば又はなたね（油糧用）の水田における作付けに当たって農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

（※）自家加工については、様式第９－４号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

③　新市場開拓用米の取組

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）の認定を受けている取組について、追加配分を行うものとします。

④　畑地化の取組

前年度において主食用米、戦略作物又は産地交付金の交付対象となった作物（以下「対象作物」といいます。）が作付けられ、交付対象水田に該当している農地を、７月１日付けで交付対象水田から除外する取組について、追加配分を行うものとします。ただし、追加配分の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は前年度から遡って過去４年以上連続して水稲以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稲以外の作物の作付けが予定されている農地若しくは前年度までに当該取組の対象となった農地と併せて、おおむね団地化された畑地（北海道にあってはおおむね 15ha 以上、それ以外の都府県にあってはおおむね５ha 以上となる農地であって、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地をいいます。以下同じ。）を形成するものに限ることとします。なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって当該取組の要件を満たさないこととなった場合は、当該要因が発生した年度の前年度までの作付状況を踏まえ、地方農政局長等が当該要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

（※）追加配分の対象となった農地においては、追加配分が行われてから５年間は販売を目的とした作物（水稲を除きます。）の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第２の５の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第２の９の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第２の４の（２）の規定を準用します。

（２）地域の取組に応じた配分額の算定手順

①　Ⅳの第２の４の（１）の交付申請者は、（１）の①から④までに掲げる地域の取組に応じた配分の対象となる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
飼料用米、米粉用米に係る多収品種の取組	・多収品種の種子購入伝票の写し
そば・なたねの取組	・出荷・販売契約書の写し
新市場開拓用米の取組	・新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）の写し ※申請中のものでも可とします。販売契約書の写し等を添付する必要はありません。
畑地化の取組	・地域農業再生協議会において発行された、（１）の④の要件を満たすことを証する書類 ※交付申請予定者は、５月 31 日までに、交付対象となる農地がおおむね団地化された畑地を形成し得ることが分かる資料（空中写真又は農地地図等）及びその他参考となる資料を添えて地域農業再生協議会に事前に確認申請を行ってください（参考様式４－１「産地交付金における畑地化の取組に係る要件確認申請書」を参照してください。）。 　地域農業再生協議会は、提出された資料を踏まえて当該農地が（１）の④の要件を満たすことを確認したときは、そのことを証する書類を交付申請日までに交付申請予定者に対して発行してください（参考様式４－２「産地交付金における畑地化の取組に係る要件確認通知書」を参照してください。）。

②　飼料用米、米粉用米に係る多収品種の取組に関し、自家採種した多収品種の種子を用いる場合には、上記の添付書類のうち、多収品種の種子購入伝票の写しに代えて、多収品種の種子のこれまでの増殖実績を記した書類（様式第 11－８号）及び導入当初の種子の購入伝票の写しを全て添付するものとします。

③　地域農業再生協議会は、①及び②に掲げる書類等により地域の取組に応じ

た配分の対象となる取組であることを確認の上、対象面積及び高収益作物等の作付面積を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第 11－11 号）に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。

④　都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった面積を速やかに確認し、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第 11－12 号）に取りまとめ、その関連資料とともに、地方農政局等に、７月 31 日までに提出するものとします。

⑤　国は、各都道府県から報告のあった対象面積について、必要に応じて確認を行った上で、都道府県ごとの追加配分枠のうち地域の取組に応じた配分額を算定します。

（３）地域の取組に応じた配分に係る助成内容の設定

①　産地交付金は、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づく取組を支援するものであることから、追加配分のうち地域の取組に応じた配分に係る産地交付金についても、当該地域の取組に応じた配分に係る取組とは別の取組に充てる旨を水田フル活用ビジョンにおいて定めることができます。
　ただし、この場合においても、助成内容の設定に当たっては、２の（３）の①から③までに即したものとすることが必要です。

②　なお、①の場合においては、交付金額が配分枠の範囲内に収まるよう単価を設定し、かつ、あらかじめ水田フル活用ビジョンに単価調整の方法を定めておくことが必要となります。

③　また、畑地化の取組を行った農地は、当該取組を行った年度に限り、別紙１に定める交付対象農地の規定に関わらず、産地交付金による畑地化の取組に対する助成の対象となることができます。

（４）地域の取組に応じた配分に係る実施状況の報告

　地域農業再生協議会は、５の（３）の実績報告を行うに際しては、（１）の①から④までの取組及び高収益作物等に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について」（様式第 11－13 号）に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の３月 15 日までに都道府県に報告するものとします。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を「水田活用の直接支払交付金におけ

る産地交付金の追加配分実施面積について」（様式第 11－14 号）に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の３月 31 日までに地方農政局等に提出するものとします。

（５）配分額の調整に係る対応

① 飼料用米又は米粉用米に係る多収品種の取組に関し、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第４の３の（２）イの品種による取組に係る地域の取組に応じた配分については、当該品種に係る作付けの状況、単収の状況等によっては、必要に応じ、次年度において当該品種に係る多収品種の認定の取消し又は産地交付金の配分額（地域の取組に応じた配分額を除きます。以下同じです。）の調整等の所要の措置を講ずるものとします。

② 畑地化の取組を実施したことで、地域の取組に応じた配分の対象となった農地において、追加配分が行われてから５年間に、販売を目的とした作物（水稲を除きます。）の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。

③ ①及び②に掲げる場合のほか、（２）の④で報告された数値と実績報告の数値に相当な乖離がみられた場合、その他追加配分の取組に著しい変更が生じた場合には、必要に応じ、次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。

４ 交付対象面積等の確認・算定

（１）地域農業再生協議会は、助成内容に応じて、それぞれの要件を確認できる手法により、交付対象となる作物の作付面積や取組の実施状況を確認します。

（２）地域農業再生協議会は、（１）の確認結果に基づき、交付申請者ごとに各助成の交付対象面積を算定します。交付対象面積は、助成ごとにａ単位（１ａ未満切り捨て）となります。

５ 交付金額の算定・交付

（１）地域農業再生協議会は、算定した交付対象面積に基づき、交付申請者ごとの交付金額を算定して「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書」（様式第 11－３号。以下「交付額報告書」といいます。）に取りまとめ、その関連データ（交付申請者ごとの交付額及び算定の基礎となった面積デ

ータを整理したものであって、地方農政局等が指定した形式とします。）とともに都道府県を経由して地方農政局等に提出します。

（注）交付申請者ごとの交付額の算定の根拠となる書類については、地域農業再生協議会で保存しておくことにします。保存期間は、産地交付金に係る農業者の交付申請が行われた年度の翌年度から５年間です。

（２）その際、交付申請者ごとの交付金額の算定の結果、配分枠を超過する場合には、あらかじめ水田フル活用ビジョンで定めた単価調整の方法に基づき、配分枠内に収まるように交付単価を減額することになります。

（３）都道府県は、地域農業再生協議会からの実績報告（「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」（様式第 11－15 号）の別紙）を取りまとめ、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」（様式第 11－15 号）を作成し、生産年の翌年の３月 31 日までに地方農政局等に提出します。

（４）地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金計算書を作成します。

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

平成 31 年産

農林水産大臣　殿

継続	新規

「経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請年月日	平成31　年　月　日

申請印	性別	生　年　月　日
印	男 女	明治・大正 昭和・平成　年　月　日

① 交付申請者欄		
フリガナ		
氏名又は法人・組織名		
フリガナ		
代表者氏名（法人・組織のみ）		
住所	（〒　　－　　）	

経営形態	認定状況
□ 個人 □ 集落営農（構成員　　人） □ 法人	□ 認定農業者 □ 認定新規就農者 □ 集落営農（ゲタ・ナラシ対象） □ 認定なし

電話番号	※連絡のとれる電話番号を記入してください（携帯可）
法人番号	

【個人又は法人が記載】収入保険の加入状況		【集落営農が記載】収入保険に加入している構成員の有無（「有」の場合、当該構成員の人数）	
加入している	加入していない	有　（　　人）	無

※「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）」及び「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）」に申請される方は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。
※ナラシに申請される方は、⑤の対象農産物の生産予定面積等（収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積等）を記載してください。また、生産予定面積等に基づく積立金を本年7月末までに納付する必要があります。
※ゲタ交付金（数量払・面積払の両方）を申請するを選択された方は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積」欄を記載する必要があります。

②　交付申請内容（　　年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください）※前年産の申請状況は参考です。

交付金名→	水田活用の直接支払交付金の申請		畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請			収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請	
					面積払を申請しない		
年産の申請	する	しない	する	しない	はい	する	しない
（参考）前年産の申請状況	有		有			無	

③　交付対象作物等の確認（該当する欄に○を付けてください）

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無		交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無		交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	
主食用米	ある	ない	てん菜	ある	ない	新市場開拓用米	ある	ない
小麦	ある	ない	でん粉原料用ばれいしょ	ある	ない	飼料作物	ある	ない
二条大麦	ある	ない	飼料用米	ある	ない	そば	ある	ない
六条大麦	ある	ない	米粉用米	ある	ない	なたね	ある	ない
はだか麦	ある	ない	WCS用稲	ある	ない	産地交付金の地域振興作物	ある	ない
大豆	ある	ない	加工用米	ある	ない			

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

④　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

登録済の振込口座			「個人情報の取扱い」に記載された内容について
変更なし	新規	変更あり	同意する

交付申請者管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

【地域協議会等】	【地方農政局等】

様式第１号B

〒　　－　　年　　月　　日

通信欄

⑤ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の積立て申出（ナラシ申請者が記載）

年産収入減少影響緩和交付金（ナラシ）について、本年7月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記入してください。
※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択（ナラシ申請者が記載）

該当するものにレ印を記入してください。
なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

□	１０％の減収に対応した積立金を納付予定	□	２０％の減収に対応した積立金を納付予定

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況（ゲタ・ナラシの申請者が記載）

□	過去１年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑧ 農地の有効利用の実施状況（ゲタ・ナラシ対象者が記載）

□	現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

交付申請者管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

【地域協議会等】	【地方農政局等】

様式第１号

交付申請の内容（詳細）

（１）水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第２の７の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

（２）畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

①　面積払

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第１の１の（２）の③のオの(ｲ)の規定に基づく交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

②　数量払

数量払の交付を受ける際には、実施要綱のⅣの第１の１の（２）の②のアの(ｳ)の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

（注）数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第９－１号）に、確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写しなど）を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

（３）収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第１の１の（３）の②のアの規定に基づき、７月 31 日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

様式第１号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

１　経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
　また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。

２　**出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から５年間保管**し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

３　以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（１）交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合

（２）正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合

（３）営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**ことや、**正当な理由なく、出荷・販売をしていない**こと、**その他交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合

（４）**必要書類が保管されておらず**、要件を満たすことが確認できない場合や**提出を拒む**場合

（５）**地方農政局等による立入調査に応じない**場合

様式第１号の参考

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

1　土づくりの励行 　土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2　適切で効果的・効率的な施肥 　施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3　効果的・効率的で適正な防除 　病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4　廃棄物の適正な処理・利用 　循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5　エネルギーの節減 　温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
6　新たな知見・情報の収集 　環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7　生産に係る情報の保存 　生産活動の内容が確認できるよう、肥料･農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

様式第１号別添１

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に〇を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注１）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注２）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等（注１）	農業災害補償制度（収入保険を含む。）、荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地問題解決加速化支援事業、農地集積・集約化対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、国産飼料増産対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、飼料生産型酪農経営支援事業、農業者年金事業　等
機関等（注２）	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区　等

様式第1号別添2

安全な農作業の実施に係る確認事項

1　乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。

2　ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。（乗用型トラクター）

3　ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。（農業機械全般）

4　ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。（農業機械全般）

5　駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。（農業機械全般）

6　PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。（乗用型トラクター）

7　歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。

8　デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。

9　熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

10　農業上の野焼きをやむを得ず行う場合であっても、風向きや時間帯など、周辺住民に配慮するとともに、自らが火に巻き込まれないよう注意していますか。

様式第2号

○○農政局長　殿（北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長）※地域農業再生協議会長経由

水稲生産実施計画書　兼　営農計画書

年産	申請年月日	年　月　日

年産における農地の利用計画を申請します。

（　　年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。）

作成者	氏名又は法人、組織名	フリガナ 印	法人、組織の代表者氏名	フリガナ
住所	（〒　　－　　）		電話	
			FAX	
			経営形態	□ 個人　□ 集落営農（構成員　　人）　□ 法人

交付申請者管理コード

共済加入者コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

農業共済加入状況（含加入予定）記入欄 ※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入					
農作物共済		畑作物共済			
水稲	麦	大豆	そば	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ

畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積
（認定農業者、要件を満たす集落営農、認定新規就農者が対象）

対象畑作物		生産予定面積※1	対象畑作物	生産予定面積※1
麦	小麦	a　㎡	そば	a　㎡
麦	二条大麦	a　㎡	なたね	a　㎡
麦	六条大麦	a　㎡	てん菜	a　㎡
麦	はだか麦	a　㎡	でん粉原料用ばれいしょ	a　㎡
大豆		a　㎡	収穫後交付を希望する※2	する

※1　ゲタの面積払に係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、下記（1）～（5）を参照の上、記入してください。
（1）水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計。
（2）麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦（ビール用麦等）を除いた面積。
（3）大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除いた面積。
（4）そばは、数量払の対象とならない種子用を除いた面積。
（5）なたねは、数量払の対象とならない食用植物油脂用以外のものを除いた面積。
※2　「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「する」に○を付けてください。なお、一部の品目のみ希望する場合は、右下の「記入欄」に収穫後交付を希望する対象畑作物名を記入してください。

水稲単収	kg/10a

水稲用途別作付面積

用　途		農業者記入欄 出荷・販売契約数量	農業者記入欄 生産予定面積	担当者記入欄（確定値を記入） 出荷・販売契約数量	担当者記入欄（確定値を記入） 生産予定面積	担当者記入欄（確定値を記入） 作況調整後の出荷・販売契約数量
主食用米		kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
※新規需要米①	WCS用稲	kg ロール	a　㎡	kg ロール	a　㎡	kg ロール
※新規需要米①	米粉用米	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
※新規需要米①	飼料用米（生もみ除く）	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
※新規需要米①	飼料用米（生もみ）	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
※新規需要米①	青刈り稲		a　㎡		a　㎡	
※新規需要米①	新市場開拓用米	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
※加工用米②		kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
備蓄米		kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
合　計			a　㎡		a　㎡	

※①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記載すること。

農地の利用計画記入欄（農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください）

ほ場欄（注1）

農地の番号 耕地番号	農地の番号 分筆番号	地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分（注2）	作期	面積（本地面積）	作物作付面積	作物名（注3）	自家消費該当	多収品種（注4）	品種名	地権者（権原を有する者）（注5）住所地・氏名	改善計画の達成予定年	転換畑該当年月等（注6）	畑地化（注7）	備考
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									
					a　㎡	a　㎡									

（注1）一つのほ場で二毛作に取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稲（一般米、醸造用玄米、種子生産ほ場）又は基幹作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。

（注2）「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。なお、産地交付金の追加配分の対象となる畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入する。

（注3）「作物名」欄には、主食用水稲（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場）、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、なたね（食用植物油脂用、その他）、そば（普通そば又は種子用そば）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等）を全てのほ場について記入する。

（注4）「多収品種」欄には、区分管理で米粉用米、飼料用米の作付に取り組む場合において、多収品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入する。

（注5）農地中間管理機構から農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を表記する。

（注6）転換畑該当は転畑○年○月、植栽造成は植栽○年○月、新規開田は新田○年○月等、必要に応じて記載する。

（注7）産地交付金の追加配分の対象となる「畑地化」に取り組む場合は、対象年度を記入する。

水田活用の直接支払関係【地域農業再生協議会担当者記入欄】

○交付金に係る面積について、現地確認等を踏まえて確定面積等を記入

戦略作物等関係（水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当）

対象作物		基幹作物作付面積	二毛作作付面積
麦		a　㎡	a　㎡
大豆		a　㎡	a　㎡
飼料作物（除くWCS用稲）		a　㎡	a　㎡
うち青刈り稲（※1）		a　㎡	a　㎡
うち子実用とうもろこし		a　㎡	a　㎡
うち青刈りとうもろこし		a　㎡	a　㎡
上記以外の飼料作物		a　㎡	a　㎡
加工用米		a　㎡	a　㎡
WCS用稲		a　㎡	a　㎡
米粉用米		a　㎡	a　㎡
米粉用米	出荷・販売数量（数量払い対象） 玄米	kg	
米粉用米	出荷・販売数量（数量払い対象） もみ	kg	
飼料用米（生もみ除く）		a　㎡	a　㎡
飼料用米（生もみ除く）	出荷・販売数量（数量払い対象） 玄米	kg	
飼料用米（生もみ除く）	出荷・販売数量（数量払い対象） もみ	kg	
飼料用米（生もみ）		a　㎡	a　㎡
水稲作付面積		a　㎡	
差し引き面積		a　㎡	

産地交付金関係（水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当）

対象作物		基幹作物作付面積	二毛作作付面積
そば		a　㎡	a　㎡
なたね		a　㎡	a　㎡
多収品種	米粉用米	a　㎡	
多収品種	飼料用米	a　㎡	
新市場開拓用米		a　㎡	
高収益作物（※2）		a　㎡	
畑地化面積		a　㎡	

※1　青刈り稲には、飼料作物以外のわら専用稲等を含む。
※2　高収益作物は、園芸作物等のうち、産地交付金の支払対象（見込み含む。）となっている面積を記入する。

記入欄	

様式第２号の参考

水稲生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

■　農業者記入欄

１　「農業共済加入状況（含加入予定）記入欄」
当該年産の水稲・麦・大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。

２　畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積
ゲタの面積払に係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」の欄は、下記（１）～（６）を参照の上、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象畑作物ごとに、水田、畑作、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計値を記入してください。
注）「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「する」に○を付けてください。また、一部の品目のみ希望する場合は、営農計画書（右下）の「記入欄」に希望する対象畑作物を記入してください。
なお、営農計画書の提出後（交付申請後）に、実際の作付面積が減少した場合は、速やかに地方農政局等にその旨を連絡してください。
（１）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結した播種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用麦、麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。
（２）大豆
生産予定面積は、播種前に農協等と締結した出荷契約や、需要者と締結した播種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。
（３）そば
生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結された播種前契約や、需要者と締結した播種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用そばを生産するための作付面積を除いた面積としてください）。
（４）なたね
生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結した播種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならないなたねを生産するための作付面積を除いた面積としてください）。
（５）てん菜

生産予定面積は、てん菜糖製造業者と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

（注）なお、数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

（６）でん粉原料用ばれいしょ

生産予定面積は、農協等と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

（注）なお、数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

３　「水稲単収欄」

「水稲用途別作付面積」の生産予定面積等の算定に用いる水稲単収を記入してください。

４　「水稲用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

５　農地の利用計画記入欄

（１）「農地の番号」

農地の番号については、水稲共済との整合性を図る観点から、耕地番号、分筆番号の設定に当たっては水稲共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

（２）「地名、地番、大字、字、集落地番」

作付面積の現地確認等の確認のために必要ですので、必ず記入してください。

（３）「交付対象農地区分」

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田は「１」を、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地以外の水田は「２」を、畑地は「３」と記入してください。

（交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）

なお、産地交付金の追加配分の対象となる畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「１」を、取組の翌年度以降は「２」又は「３」を記入してください。

（４）「作期」

一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○　主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「１」を、主食用水稲以外の作物作付けは「２」を記入してください。

（例）麦「２」－主食用水稲「１」

○　主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「１」を、二毛作として作付けした作物を「２」を記入してください。

（例）麦「２」－大豆「１」（麦を転作扱いとする場合は、麦「１」－　大豆「２」になります。）

6　「面積（本地面積）」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

また、農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください。

7　「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、１㎡未満を切り捨てて記入してください。

（注）有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。

8　「作物名」

主食用水稲（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場）、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、ＷＣＳ用稲、加工用米、新市場開拓用米、そば（普通そば又は種子用そば）、なたね（食用植物油脂用、その他）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、野菜又は果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理又は土地改良通年施行等）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

（注１）平成30年度以降３年間連続して作物の作付けが行われなかった場合の取扱い

平成30年度以降３年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な場合には、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

①　人・農地プランにおいて、近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたものを含みます。）

②　その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの

③　農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）

（注２）畑地における対象畑作物の作付面積も記入してください。

9　「自家消費該当」

水稲（新規需要米、加工用米を含みます。）、地力増進作物及び景観形成作物を

除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

10　「多収品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収品種を用いる場合は「１」を、多収品種を用いない場合は「２」を記入してください。また、多収品種を用いる場合は「作物名」欄に品種名を記載してください。

11　「地権者（権原を有する者)」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

12　「転換畑該当年月等」

転換畑とした年月、植栽造成年月、新規開田年月を記入してください。

13　「改善計画の達成予定年」

当該水田について作成した調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年を記入してください。

14　「畑地化」

産地交付金の追加配分の対象となる「畑地化」に取り組む年度を記入してください。

15　「備考」

備考として特記すべき事項を記入してください。平成29年度において醸造用玄米の生産数量目標の枠外で生産したほ場が特定できる場合には、備考欄に枠外と記入してください。

16　提出期限

（１）営農計画書は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と併せて、毎年６月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。

（２）なお、内容に変更がある場合には、毎年６月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接申し出てください。

■　水田活用の直接支払交付金関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）

　戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

以　上

様式第３号

経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状

初めて加入及び代理人に委任をされる方は、必ず提出してください。ただし、前年度までに加入及び委任状を提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。なお、原則、口座名義は申請者名と同一としていただきますが、代理人に委任される場合は、必ずその理由を記入してください。

年　　月　　日

地方農政局長　殿

住所

氏名　　印

申請の内容	☐新規加入　☐振込口座変更　☐代理人に委任（以下の欄に代理人を記入してください）

＜代理人に委任される方＞

私は、経営所得安定対策等交付金における交付金の交付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、本委任における、一切の責任は自己で負うものとします。

代理人	住所	
	氏名	
別途口座を使う理由		

※理由を証する書類を添付してください。（添付書類の例：①ブロックローテーションなどの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など）

交付金の振込口座

金融機関（ゆうちょ銀行以外）

金融機関コード（数字4ケタ）	金融機関名
	農業協同組合　銀行　信用金庫 信用組合　労働金庫　信連　農林中金

支店コード（数字3ケタ）	支店名

預金種別（該当のものにレ印をつけてください）	口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）
☐ 普通　☐ 当座　☐ 別段　☐ 通知	

口座名義人	
フリガナ	
漢字	

ゆうちょ銀行

記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）	番号（右づめで記入）
1　　0　※	1

口座名義人	
フリガナ	
漢字	

交付申請者管理コード	地域協議会等管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									

口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、同交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

様式第５号

年　　月　　日

経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧

○○農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長　殿

市町村長　　印

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第１の１の（１）の①のイの（ウ）の規定に基づき、○年○月○日現在、下表の○年度の経営所得安定対策への加入を希望する集落営農については、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものと判断します。

番号	集落営農名称	代表者氏名	所在地住所	設立年月
1	○○集落営農	○○○○	○○県○○市・・・	27.3
2	□□集落営農	□□□□	○○県○○市・・・	25.3

様式第６号

経営所得安定対策等交付金の対象作物等の
地域別作付計画面積報告書

年　　月　　日

○○農政局長　殿
（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

地域農業再生協議会長　　印

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの３の（２）の規定に基づき、７月１日現在における営農計画書の内容を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

1 経営形態:

2 営農計画書の提出件数(交付申請者数)　　件

3 畑作物の直接支払交付金の生産予定面積(単位:ha)

作物名	麦				大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ	そば	なたね
	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦					
生産予定面積									

4 水田活用の直接支払交付金の作付計画面積

(1)戦略作物助成(単位:ha)

作物名	麦	大豆	飼料作物(除くWCS用稲)	うち子実用とうもろこし	うち青刈りとうもろこし	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	うち生もみを利用する取組を除く	うち生もみを直接利用する取組	加工用米
作付計画面積											

(2)産地交付金における加算対象(単位:ha)

作物名等	そば	なたね	多収品種		新市場開拓用米	高収益作物	畑地化
	基幹作物	基幹作物	米粉用米	飼料用米		基幹作物	
対象面積							

(3)産地交付金における加算対象となる高収益作物の内訳(単位:ha)

作物名	野菜	花き・花木	果樹	その他
対象面積				

【参考】主食用米等及び二毛作面積(単位:ha)

作物名	主食用米	二毛作面積※									備蓄米
		麦	大豆	飼料作物(除くWCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	そば	なたね	
作付計画面積											

※　営農計画書の農地の利用計画記入欄に記載された二毛作面積の合計を記載してください。

5 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地(単位:ha)

※
ha
(うち加入者の面積　　ha)

定期的な確認方法
☐ 実測　☐ 公的資料との確認　☐ その他
(実測年度:)　(資料名:)　(確認方法:)

※　協議会の水田情報(水田台帳等)で整理されている全ての交付対象水田(4の(2)の畑地化の面積は除きます。)の合計面積を記載してください。

様式第7号

経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書

年　　月　　日

〇〇農政局長　　殿
（北海道農政事務所長
　内閣府沖縄総合事務局長）

年産経営所得安定対策加入者別の作付面積を確認したので、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第２の５の（３）の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

地域農業再生協議会長　印

〇水田活用の直接支払交付金対象作物面積（戦略作物助成対象面積）

農業者氏名	地域協議会等管理コード	作物作付面積（交付対象農地のみ該当）									
		麦	大豆	飼料作物（除くWCS用稲）	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	うち生もみを直接利用する取組	加工用米	※そば	※なたね
		a	a	a	a	a	a	a	a	a	a

※そば、なたねは産地交付金の追加配分の対象

【参考】二毛作面積

作物作付面積（交付対象農地のみ該当）								
麦	大豆	飼料作物（除くWCS用稲）	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	そば	なたね
a	a	a	a	a	a	a	a	a

様式第８号

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

年　　月　　日

○○農政局長　　殿
（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

交付申請者氏名　（法人等にあっては、名称及び代表者氏名）　印

経営承継者又は相続人の氏名　（法人等にあっては、名称及び代表者氏名）　印

経営所得安定対策等交付金の交付申請者から農業経営の承継又は相続により、私が代わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

１　農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生年月日	年　　月　　日
内容（該当するものにレ印を記入してください） ☐ 合併　☐ 移譲　☐ 相続　☐法人化 ☐ その他（以下に具体的に事由を記入してください） ［　　］	

２　農業経営の承継等に係る内容

	〔旧〕承継前の経営体（対策加入者）	（いずれかにレ印を記入してください） 〔新〕☐承継後の経営体（経営承継者） ☐経営を承継しない相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代 表 者 氏 名		
交付申請者管理コード		
住　　所	電話　（　　）	電話　（　　）

３　交付金の振込口座（口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。）

金融機関（ゆうちょ銀行以外）

金融機関コード（数字4ケタ）				金融機関名
				農業協同組合　銀行　信用金庫 信用組合　労働金庫　信連　農林中金

支店コード（数字3ケタ）			支店名

預金種別（該当のものにレ印をつけてください）	口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）
☐ 普通　☐ 当座　☐ 別段　☐ 通知	

口座名義人	
フリガナ	
漢字	

ゆうちょ銀行

記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
1				0	※								1

口座名義人	
フリガナ	
漢字	

（備考）

（注意事項）
(1)　交付申請者の死亡等やむを得ない場合を除き、当該交付申請者は、氏名等を記入するとともに捺印してください。
(2)　交付申請者と経営承継者が複数の場合は、全ての経営体について記入してください。
(3)　農業経営の承継等があったことを確認できる書類を添付してください。
(4)　交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。
(5)　収入減少影響緩和交付金の加入者から承継又は相続を受けようとする方であって、引き続き同交付金に加入することを希望する場合は、積立金返納申出書及び積立申出書を併せて提出してください。

様式第９－１号

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

農林水産大臣　殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。

申請者	住所	
	氏名又は法人・組織名	印
	代表者名（法人・組織のみ）	

申請年月日	年　　月　　日

交付申請者管理コード

地域協議会等管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A

麦

品質区分（等級/ランク）		品質区分別生産量				
		小麦（パン・中華麺用品種以外）	小麦（パン・中華麺用品種）	二条大麦	六条大麦	はだか麦
1等	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg
2等	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg

大豆

品質区分（等級）		品質区分別生産量
普通大豆	1等	kg
	2等	kg
	3等	kg
特定加工用大豆		kg

てん菜

品質区分（加重平均糖度）	販売総数量
度	kg

でん粉原料用ばれいしょ

品質区分（加重平均でん粉含有率）	販売総数量
%	kg

なたね

品質区分（品種）	販売総数量
キザキノナタネ	kg
キラリボシ	kg
ナナシキブ	kg
その他品種	kg

そば

品質区分（等級）	品質区分別生産量
1等	kg
2等	kg

（注1）　品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。
（注2）　上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

☐ 消費税の課税事業者の場合は左の☐に ✔ をいれてください。（任意回答）

様式第９－２号

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書
（予定数量報告書）

農林水産大臣　殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の予定数量に基づき計算される金額の交付を申請します。
なお、品質区分別生産量が確定した際には、生産実績数量報告書を提出することを誓約します。

申請者	住所	
	氏名又は法人・組織名	印
	代表者名（法人・組織のみ）	

申請年月日	年　　月　　日

交付申請者管理コード

地域協議会等管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A

大豆	
予定数量	kg

そば	
予定数量	kg

（注） 予定数量を確認できる入庫伝票等を添付してください。

様式第９－３号

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の生産実績数量報告書

農林水産大臣　殿

「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書（予定数量報告書）」において、報告した数量が、以下のとおり品位等検査により品質区分別生産量が確定したので、その実績数量を報告します。

申請者	住所	
	氏名又は法人、組織名	印
	代表者名（法人・組織のみ）	

申請年月日	年　　月　　日

交付申請者管理コード

地域協議会等管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A

大豆

品質区分（等級）		品質区分別生産量
普通大豆	1等	kg
	2等	kg
	3等	kg
特定加工用大豆		kg

そば

品質区分（等級）	品質区分別生産量
1等	kg
2等	kg

（注意事項）

（注1）　品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。

（注2）　上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

様式第９－４号

年　　月　　日

畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書

（自家加工販売等農業者）住　所

氏　名

交付申請者管理コード

１　自家加工販売（直売所等での販売）計画

麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を予定する農業者については、その数量等について、本様式に必要事項を記載し、交付申請書（様式第１号）に添付してください。

①　原料農産物使用計画（麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載）

原料農産物名	年間使用量（単位：kg）	左記のうち自ら生産した数量（単位：kg）

②　商品の加工販売計画（直売所等での販売計画）及び販売形態

商　品　名　等	年間販売予定数量（単位：kg）	商品の販売形態 （該当する形態に○を付けてください）
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
合　　計		

販売形態が「その他」である場合の具体的な販売方法（　　）

③　商品の主な販売先　（該当する販売先に○を付けてください。直売所等の場合は名称等を記載してください。）

一般消費者	卸売業者	小売業者	スーパー等
直売所等 ※ 複数の直売所等に販売している場合は、主な販売先の直売所等の情報を記載してください。	直売所等の名称： 所　　在　　地： 連　　絡　　先：		

④　原料農産物の生産数量を証明する書類

数量払の交付申請書を提出する際には、自ら生産した原料農産物の数量を証明する書類を提出することが必要となります。現時点で、提出する予定の証明書類に〇を付けてください。

・農産物検査結果通知書の写し
・品種名・数量が分かる品位等検査結果の写し
・製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写し
・農協等に乾燥・調製を委託した場合の乾燥・調製後の数量が分かる伝票の写し
・そのほか生産数量を客観的に確認できる書類（　　）
※具体的な書類名を（　　）に記載してください。

※　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第５条第１項の規定に基づき、総合化事業計画に係る認定を受けた者は、本計画書の１の内容について、総合化事業計画により確認できる場合、同計画の写しの提出により記載に代えることができます。

２　自家加工販売（直売所等での販売）出荷・販売等実績報告書

前年産の麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を行った者については、その数量等について、実績を記載してください。

①　原料農産物使用実績（麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載）

原料農産物名	年間使用量（単位：kg）	左記のうち自ら生産した数量（単位：kg）

②　商品の加工販売実績（直売所等での販売実績）及び販売形態

商　品　名　等	年間販売数量（単位：kg）	商品の販売形態 （該当する形態に〇を付けてください）
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
合　　計		

【注意】自家加工販売や直売所等での販売を行っていた者であって、前年産の当該農産物に係る数量払の交付申請時点において、自家加工販売の原料に供する予定であった数量又は直売所等で販売する予定であった数量について、確実に出荷・販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付してください。
なお、出荷・販売伝票の写し等の書類の提出がなく、出荷・販売したことが確認できない場合には、前年産の当該農産物に係る数量払の交付金を返還していただく場合があります。

（北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農用）

年産

様式第10－１－①号

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

申請者　住　所
氏　名（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

対策加入者管理コード	A								

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第２条第４項第３号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

対象農産物	地域等区分	生産実績数量
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg

（注意事項）

・収入保険に加入している構成員のいる集落営農にあっては、対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量から、当該構成員の分を除いた生産実績数量を申告してください。

・対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください（畑作物の直接支払交付金における数量払（以下「数量払」と言います。）の交付申請数量と同じ数量の場合は、添付する必要はありません。）。また、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。

・生産予定面積の申出の有無に関わらず、数量払の交付対象数量がある対象農産物については、生産実績数量として交付対象となりますので、当該対象農産物に係る生産実績数量を全て申告してください。

・米穀の生産実績数量の記入に当たっては、加工用米、新規需要米、備蓄米、種子用に供される米穀、未検査米及び自家消費用米その他の当該交付金の交付対象とならない米穀の数量については、生産実績数量には含めないでください。

様式第10－1－②号

兵庫・高知・宮崎・鹿児島用

XX年産

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

申請者　住　所
氏　名　（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

対策加入者管理コード	A									

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第２条第４項第３号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

1　米穀

（1）農産物検査3等以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

（2）農産物検査3等以上かつ、（1）以外の者（民間集荷業者や消費者等）に直接販売した数量

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

（3）　合計（（1）＋（2））

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

2　畑作物（麦、大豆）

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

（注意事項）

・　米穀の生産実績数量の記入に当たっては、加工用米、新規需要米、備蓄米、種子用に供される米穀、未検査米及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。

様式第10－1－③号

その他の都府県用

XX年産

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

申請者　住　所
氏　名　（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

対策加入者管理コード	A									

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第２条第４項第３号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

1　米穀

（1）農産物検査3等以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	生産実績数量
	kg

（2）農産物検査3等以上かつ、（1）以外の者（民間集荷業者や消費者等）に直接販売した数量

地域等区分	生産実績数量
	kg

（3）　合計（（1）＋（2））

地域等区分	生産実績数量
	kg

2　畑作物（麦、大豆）

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

（注意事項）

・　米穀の生産実績数量の記入に当たっては、加工用米、新規需要米、備蓄米、種子用に供される米穀、未検査米及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。

様式第10－２号

収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書

年　　月　　日

農　林　水　産　大　臣　殿
（地方農政局長等経由）

都道府県知事　　印

収入減少影響緩和交付金に係る単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び共済金相当額の算出について、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙７の４の(2)により、下記のとおり地域等区分の設定を申請します。

記

地域等区分の方法	区分する理由	販売価格、単収等の採り方

様式第 10－３号

収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書

年　　月　　日

農　林　水　産　大　臣　殿
（地方農政局長等経由）

都道府県知事　　印

年度収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分ごとの単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び共済金相当額の算出に必要なデータについて、経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知)別紙７の４の(4)の規定により、別添のとおり報告します。

（米穀のうち、食糧法第 52 条第１項の報告徴収の対象となっていないものの販売価格を報告する場合は、その根拠となった全農等と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量が分かる書類（集出荷団体等から徴収した調査票など）を添付してください。）

様式第 10－４号

収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書

年　　月　　日

地方農政局長　　殿

北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

積立金管理者（組織名）
代表者氏名　　印

年　　月　　日付けで収入減少影響緩和交付金の積立金返納額指示書により通知のあった件について、下記のとおり報告します。

記

１　積立金返納完了年月日

年　　月　　日

２　積立金返納後の積立金の全額（残高）

円

様式第 10－５号

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書

年　　月　　日

農　林　水　産　大　臣　殿
（地方農政局長等経由）

住　　所
組織の名称
代表者氏名　　印

収入減少影響緩和交付金における対策加入者の積立金の管理について、下記に掲げる業務を適正に実施するので、当該交付金に係る積立金管理者に指定されたく申請します。

記

１　積立金を適切に管理するための決済用預金又は決済用貯金の口座を開設すること。
２　１の口座に係る帳簿の整備を行うこと。
３　地方農政局長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地方農政局長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること。
４　地方農政局長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示した場合には、当該指示に従って返納すること。
５　毎年３月 31 日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」（様式第 10－９号）により、積立金の管理の状況を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること。
６　その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること。
　具体的には、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」（様式第 10－10 号）により、１の口座の毎月末の残高を地方農政局長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

（注意事項）
組織の定款又は規約の写しを添付してください。

様式第10－６号

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書

年　月　日

農　林　水　産　大　臣　　殿
（地方農政局長等経由）

積立金管理者（組織名）
代表者氏名　　印

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の１の(3)の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　当座預金口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義

２　事務取扱責任者

役　職	氏　名

（注意事項）
収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定めた定款又は規約の写しを添付してください。

様式第10－７号

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者変更届

年　月　日

農　林　水　産　大　臣　　殿
（地方農政局長等経由）

積立金管理者（組織名）
代表者氏名　　印

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の１の(4)の規定により、変更があった内容を届け出ます。

記

１　変更の理由

２　変更事項
（変更前）

（変更後）

３　変更の時期

（注意事項）

１　都道府県知事の意見を添付してください（別紙 10 の１の(4)に規定する、主たる事務所の移転による住所変更等の軽微な変更を行う場合には、都道府県知事の意見を添付する必要はありません。）。

２　定款又は規約の変更の場合には、その内容が分かる資料（総会議案、総会議事録、総会で決定した変更後の定款又は規約等）を添付してください。なお、本届出に変更後の定款又は規約を添付することに代えて、収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届（様式第10－８号）の提出の際に変更後の定款又は規約を添付することができます。

３　「３　変更の時期」は、総会等で決定した変更の日を記載してください。組織の合併による変更の場合には、合併後の組織に積立金管理者の事業が承継される日とするなど、積立金管理者の総会決定及び合併後の組織の総会決定に基づき、合併後の組織が同事業を開始する日を記載してください。

様式第10－８号

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届

年　月　日

農　林　水　産　大　臣　　殿
（地方農政局長等経由）

積立金管理者（組織名）
代表者氏名　　印

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の１の(5)の規定により、変更があった内容を届け出ます。

記

１　積立金を管理する口座の変更

	金融機関名	金融機関ｺｰﾄﾞ	支店名	支店ｺｰﾄﾞ	種目	口座番号	（フリガナ）口座名義
変更前							
変更後							

２　事務取扱責任者の変更

	役　職	氏　名
変更前		
変更後		

（注意事項）
定款又は規約の変更があった場合には、その写しを添付してください。

様式第10－９号

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書

年　　月　　日

農　林　水　産　大　臣　　殿
（地方農政局長等経由）

積立金管理者（組織名）
代表者氏名　　印

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の３の(5)により、　年度の積立金の管理状況について下記のとおり報告します。

記

１　積立金の収支状況

	金　　額
期首残高（　年４月１日）①	円
年間収入額②	円
年間支出額③	円
期末残高（　年３月 31 日） ④＝①＋②－③	円

２　その他報告事項

様式第10－10号

収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書

年　　月　　日

地方農政局長　殿
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

積立金管理者（組織名）
代表者氏名　　印

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の３の(6)の規定に基づき、積立金の残高について下記のとおり報告します。

記

	金　　額
年　月末日現在残高	円

（注）口座の残高及び取引明細を証する書類（通帳の写し等）を添付してください。

上記の金額については、　　年　　月末現在の対策加入者ごとの積立金残高の合計と相違ないことを確認します。

年　　月　　日

地方農政局長　　印
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

様式第 11－１号

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

年　　月　　日

○○地方農政局長　殿
（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

報告（誓約）者　住所
氏名　　印

交付申請者管理コード

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第２の４の（２）の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。

記

１　対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の６月 30 日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

（注1）交付申請している対象作物名の□に✓（チェック）を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の□に✓（チェック）を付けてください。

（注2）畑作物の直接支払交付金（数量払）に交付申請した方で、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の□に✓（チェック）を付けてください（本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。）。

（注3）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式3）を作成して提出してください。

【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
□　麦	□ 畑作物の直接支払交付金で提出　□ 今回提出　□ 来年の６月30日までに提出
□ 大　豆	□ 畑作物の直接支払交付金で提出　□ 今回提出　□ 来年の６月30日までに提出
□米粉用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
□飼料用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
□ＷＣＳ用稲	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
□加工用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
□新市場開拓用米（産地交付金）	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
□飼料作物	□ 今回提出　□ 来年の６月30日までに提出
□地域振興作物（産地交付金）	□ 畑作物の直接支払交付金で提出　□ 今回提出　□ 来年の６月30日までに提出

２　交付金の返還

正当な理由なく１で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

様式第11－２号

年産

水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書

〇〇農政局長　殿

（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組について、以下の数量を報告します。

年　　月　　日

氏名又は 法人・組織名	印
代表者名 （法人・組織のみ）	

交付申請者管理コード

地域協議会等管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A

飼料用米

農産物検査の受検※1	
あり	なし

区分	玄米		もみ	
適合品位に相当する数量※2	kg		kg	
生産面積	a	㎡	a	㎡

米粉用米

農産物検査の受検※1	
あり	なし

区分	玄米		もみ	
適合品位に相当する数量※2	kg		kg	
生産面積	a	㎡	a	㎡

主食用米※3

出荷数量	kg	
生産面積	a	㎡

（注意事項）

※1　農産物検査の受検状況について、該当する欄に〇を付けてください。「あり」に〇をつけた場合にあっては、右欄の数量及び面積を記載してください。

※2　農産物検査結果通知書等の写しを添付してください。また、適合品位に相当すると認められるものを記載する場合にあっては、確認者による数量証明書を添付してください。

※3　当年産で主食用米の生産も行っている場合、主食用米の出荷数量及び生産面積を記載してください。なお、主食用米の生産面積は、営農計画書における主食用米の値を記載してください。

※4　電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じて様式を変更することができるものとします。

※5　「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、認定方針作成者が新規需要米取組計画の取組主体となっている場合にあっては、方針作成者が方針参加農業者の報告をとりまとめて報告ができるものとします。

様式第 11－３号

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書

年　　月　　日

○○農政局長　殿
（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）
（都道府県経由）

○○協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金による交付申請者ごとの交付額を確定したので、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第２の７の（２）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

産地交付金による交付額

交付申請者氏名	地域協議会等管理コード	交付額（円）
計		

様式第11－４号

番　　号
年　　月　　日

都道府県知事　殿

地方農政局長
（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

水田フル活用ビジョンを踏まえて提出された営農計画書に係る情報提供について

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙11の３の規定に基づき、別添のとおり情報提供します。

なお、意見がある場合、おおむね２週間以内に御連絡ください。

（別添）

〇水田活用の直接支払交付金の申請件数及び対象作物の作付計画面積

（単位：件、ha）

地域協議会名	申請件数	戦略作物助成							その他（産地交付金）			
		麦	大豆	飼料作物（除WCS用稲）	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米		そば	なたね	
合　計												

様式第11－５号

番　　号
年　　月　　日

○○農政局長　　殿
（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンの承認申請について

水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンを作成したので、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙13の２の（５）の規定に基づき、（別記）のとおり承認を申請します。

注：変更の場合は、件名の「水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンの承認申請について」を「水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンの変更承認申請について」とし、本文中の「を作成した」を「の変更を行う必要がある」とする。

（別記）

○年度●●県水田フル活用ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

２　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

（２）非主食用米

ア　飼料用米

イ　米粉用米

ウ　新市場開拓用米

エ　WCS 用稲

オ　加工用米

カ　備蓄米

（３）麦、大豆、飼料作物

（４）そば、なたね

（５）高収益作物（園芸作物等）

（６）畑地化の推進

３　作物ごとの作付予定面積

作物	前年度作付面積 （ha）	当年度の作付予定面積 （ha）	2020 年度の作付目標面積 （ha）
主食用米			
飼料用米			
米粉用米			
新市場開拓用米			
WCS 用稲			
加工用米			
備蓄米			
麦			
大豆			
飼料作物			
そば			
なたね			
その他地域振興作物			
野菜 ・ ・ ・			

４　課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
				（○年度） （○年度）	（○年度） （○年度）

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※　目標期間は３年以内としてください。

５　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※　地域農業再生協議会が水田フル活用ビジョンを策定する場合には、都道府県水田フル活用ビジョンの後に添付してください。

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1．都道府県名

2．活用予定額の総括表

（単位：円）

協議会等名	配分枠（A+B）			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
●●県（①）				
地域農業再生協議会合計（②）				
〇〇協議会				
△△協議会				
□□協議会				
合計（①＋②）				

（注）追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

（参考）国からの配分枠

	配分枠（A+B）		
		当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠			

3. 活用方法

配分枠

円

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3																	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	その他	畑地化	合計 ② ※5	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米											
合計(基幹)※4			実面積																		※6
合計(二毛作)※4			実面積																		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名（野菜、花き・花木、果樹除く）を記載してください。
注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4"></td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td>2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>目標</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>実績</td><td></td><td></td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>取組の
確認方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>成果等の
確認方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

（別記）

○年度○○地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

２　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

（２）非主食用米

ア　飼料用米

イ　米粉用米

ウ　新市場開拓用米

エ　WCS 用稲

オ　加工用米

カ　備蓄米

（３）麦、大豆、飼料作物

（４）そば、なたね

（５）高収益作物（園芸作物等）

（６）畑地化の推進

３　作物ごとの作付予定面積

作物	前年度の作付面積 （ha）	当年度の作付予定面積 （ha）	2020 年度の作付目標面積 （ha）
主食用米			
飼料用米			
米粉用米			
新市場開拓用米			
WCS 用稲			
加工用米			
備蓄米			
麦			
大豆			
飼料作物			
そば			
なたね			
その他地域振興作物			
野菜 ・ ・ ・			

４　課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
				（○年度） （○年度）	（○年度） （○年度）

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※　目標期間は３年以内としてください。

５　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1．地域農業再生協議会名

2．活用予定額の総括表

（単位：円）

協議会等名	配分枠（A+B）			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
○○協議会				

（注）追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

円

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3																	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	その他	畑地化	合計 ② ※5	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米											
合計(基幹)※4			実面積																		※6
合計(二毛作)※4			実面積																		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名（野菜、花き・花木、果樹除く）を記載してください。
注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4"></td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td>2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>目標</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>実績</td><td></td><td></td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>取組の
確認方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>成果等の
確認方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

様式第11－８号

年　　月　　日

自家採種の種子による取組申請書

住　所
氏　名　　印

飼料用米又は米粉用米の多収品種の導入の取組に当たって、自家採種の種子を用いたいので、下記のとおり報告いたします。

記

１　対象作物　　□ 飼料用米　　□ 米粉用米

２　栽培品種　　（　　）

３　自家採種の実績及び計画

【新規購入 又は 譲渡：○○年○月　△kg】

年産	播種量(kg) ①	10a当たり播種量(kg/10a) ②	作付面積(a) ③=①/②×10	種子生産量(kg) ④
○○年産	△（購入）	□□	××	△△
○○年産	△△	□□□	×××	△△△
○○年産	▲▲（●●）	□□□□	××××	△△△△
・	・	・	・	・
○○年産 (申請年産)				
○○年産				

※１ 自家採種導入１年目からの年度ごとの実績を記載し、提出してください。申請年産の作付面積及び種子生産量は予定又は実績、申請年産の翌年産は予定を記載してください。
※２ 当該年の種子生産量④が、次年度の播種量①となります。
※３ 種子を追加購入し、播種した場合は、内数として（　）に追加購入量を記載してください。
※４ 多収品種の種子を購入した際の購入伝票の写しは全て添付してください。
※５ 必要に応じ、適宜行を追加してください。

（注）複数の品種で取り組んでいる場合には、それぞれ分けて記載してください。

様式第 11－11 号

番　　号
年　　月　　日

都道府県知事　　殿

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の３の（２）の③の規定に基づき、2019 年産経営所得安定対策等の７月１日現在における営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米での多収品種の取組		a
	うち自家採種分	a
米粉用米での多収品種の取組		a
	うち自家採種分	a
そば（基幹作）の作付けの取組		a
なたね（基幹作）の作付けの取組		a
新市場開拓用米（基幹作）の作付けの取組		a
畑地化の取組		a
高収益作物等の作付面積		
	2017 年度	a
	2018 年度	a
	2019 年度	a

※　対象面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積の一覧、申請者ごとの添付書類の確認結果の一覧を添付してください（高収益作物等の作付面積除く）。

（別紙）　　高収益作物等の作付面積

都道府県名

（単位：a）

協議会名	2017年度											2018年度											2019年度										
		高収益作物					新市場開拓用米	加工用米	飼料用とうもろこし				高収益作物					新市場開拓用米	加工用米	飼料用とうもろこし				高収益作物					新市場開拓用米	加工用米	飼料用とうもろこし		
			野菜	花き・花木	果樹	その他				子実用	青刈り			野菜	花き・花木	果樹	その他				子実用	青刈り			野菜	花き・花木	果樹	その他				子実用	青刈り
合　計																																	

加工用米及び飼料用とうもろこしについては各地域における戦略作物助成の対象面積、新市場開拓用米については産地交付金の追加配分の対象面積、それ以外の作物については各地域における基幹作で産地交付金の対象となっている面積を記載してください。

様式第 11－12 号

番　　号
年　　月　　日

○○農政局長　　殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の３の（２）の④の規定に基づき、2019 年産経営所得安定対策等の７月１日現在における営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米での多収品種の取組		a
	うち自家採種分	a
米粉用米での多収品種の取組		a
	うち自家採種分	a
そば（基幹作）の作付けの取組		a
なたね（基幹作）の作付けの取組		a
新市場開拓用米（基幹作）の作付けの取組		a
畑地化の取組		a
高収益作物等の作付面積		
	2017 年度	a
	2018 年度	a
	2019 年度	a

※　対象面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積の一覧、申請者ごとの添付書類の確認結果の一覧を添付してください（高収益作物等の作付面積除く）。

（別紙）　高収益作物等の作付面積

都道府県名

（単位：a）

協議会名	2017年度											2018年度											2019年度										
		高収益作物					新市場開拓用米	加工用米	飼料用とうもろこし				高収益作物					新市場開拓用米	加工用米	飼料用とうもろこし				高収益作物					新市場開拓用米	加工用米	飼料用とうもろこし		
			野菜	花き・花木	果樹	その他				子実用	青刈り			野菜	花き・花木	果樹	その他				子実用	青刈り			野菜	花き・花木	果樹	その他				子実用	青刈り
合　計																																	

加工用米及び飼料用とうもろこしについては各地域における戦略作物助成の対象面積、新市場開拓用米については産地交付金の追加配分の対象面積、それ以外の作物については各地域における基幹作で産地交付金の対象となっている面積を記載してください。

様式第 11－13 号

番　　号
年　　月　　日

都道府県知事　殿

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の３の（４）の規定に基づき、追加配分に係る各取組の実施面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米での多収品種の取組	a
うち自家採種分	a
米粉用米での多収品種の取組	a
うち自家採種分	a
そば（基幹作）の作付けの取組	a
なたね（基幹作）の作付けの取組	a
新市場開拓用米（基幹作）の作付けの取組	a
畑地化の取組	a
高収益作物等の作付面積	a

※　実施面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積と作付実績の一覧を添付してください（高収益作物等の作付面積除く）。

（別紙）　　高収益作物等の作付面積

都道府県名

（単位：a）

協議会名	2019年度										
		高収益作物					新市場開拓用米	加工用米	飼料用とうもろこし		
			野菜	花き・花木	果樹	その他				子実用	青刈り
合　計											

加工用米及び飼料用とうもろこしについては各地域における戦略作物助成の対象面積、新市場開拓用米については産地交付金の追加配分の対象面積、それ以外の作物については各地域における基幹作で産地交付金の対象となっている面積を記載してください。

様式第 11－14 号

番　　号
年　　月　　日

○○農政局長　　殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の３の（４）の規定に基づき、追加配分に係る各取組の実施面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米での多収品種の取組	a
うち自家採種分	a
米粉用米での多収品種の取組	a
うち自家採種分	a
そば（基幹作）の作付けの取組	a
なたね（基幹作）の作付けの取組	a
新市場開拓用米（基幹作）の作付けの取組	a
畑地化の取組	a
高収益作物等の作付面積	a

※　実施面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積と作付実績の一覧を添付してください（高収益作物等の作付面積除く）。

（別紙）　　高収益作物等の作付面積

都道府県名

（単位：a）

協議会名	2019年度										
		高収益作物					新市場開拓用米	加工用米	飼料用とうもろこし		
			野菜	花き・花木	果樹	その他				子実用	青刈り
合　計											

加工用米及び飼料用とうもろこしについては各地域における戦略作物助成の対象面積、新市場開拓用米については産地交付金の追加配分の対象面積、それ以外の作物については各地域における基幹作で産地交付金の対象となっている面積を記載してください。

様式第 11－15 号

番　　号
年　　月　　日

○○農政局長　　殿
（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績について、経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の５の（３）の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙

産地交付金の活用実績の明細

1. 都道府県名

2. 活用実績額の総括表

（単位:円）

協議会等名	配分枠（A+B）			活用実績額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
●●県（①）				
地域農業再生協議会合計（②）				
〇〇協議会				
△△協議会				
□□協議会				
合計（①＋②）				

3. 活用実績

配分枠

円

整理番号	使途	作期等※1	実績面積（a単位、小数第2位まで記入）																助成対象面積計①※3 a未満端数処理後	計画ベース		調整後ベース※4	
			戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	その他※2	畑地化		単価（円/10a）②	所要額（円）※5 ③＝①×②	単価（円/10a）④	所要額（円）※5 ⑤＝①×④
			麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米														
合計（基幹　実面積）※6																					※7		※7
合計（二毛作　実面積）※6																							

※1 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。ただし、畑地化に取り組む場合は空欄としてください。
※2 「その他」に実績面積がある場合は、「その他」に含まれる作物ごとに内訳を、本様式に準じて作成し添付してください。
※3 「助成対象面積計①」は、「交付申請者単位で使途ごとに対象作物すべての実績面積を集計した後a未満を端数処理（切捨）した値」の積み上げ値を記入してください。
※4 単価調整がなかった場合は、「調整後ベース」欄の記入は不要です。
※5 「所要額⑤（単価調整がなかった場合は所要額③。以下同様）」は、計算式に基づく交付申請者ごとの交付額の積み上げと合わせてください。
ただし、「単価④」が10円未満の端数があり「所要額⑤」が計算式（①×④÷10）の値とならない場合、「所要額⑤」には別途計算した交付申請者ごとの積み上げ値を記入してください。
※6 「合計（基幹　実面積）」は基幹作を対象とした使途ごとの面積の計でなく、実面積を記入してください（「合計（二毛作　実面積）」も同様）。
※7 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

4. 追加配分を受けた単価調整等の結果

※　必要に応じ、計画に基づいて行った単価調整等の具体的な手法（計算式）を記入してください。

5. 所要額の配分枠超過を受けた単価調整の結果

※　必要に応じ、計画に基づいて行った単価調整等の具体的な手法（計算式）を記入してください。

別紙

産地交付金の活用実績の明細

1. 地域農業再生協議会名

2. 活用実績額の総括表

（単位:円）

協議会等名	配分枠（A+B）			活用実績額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
●●地域農業再生協議会				

3. 活用実績

配分枠

円

整理番号	使途	作期等※1	実績面積（a単位、小数第2位まで記入）																助成対象面積計①※3 a未満端数処理後	計画ベース		調整後ベース※4	
			戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	その他※2	畑地化		単価（円/10a）②	所要額（円）※5 ③＝①×②	単価（円/10a）④	所要額（円）※5 ⑤＝①×④
			麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米														
合計（基幹　実面積）※6																					※7		※7
合計（二毛作　実面積）※6																							

※1 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。ただし、畑地化に取り組む場合は空欄としてください。
※2 「その他」に実績面積がある場合は、「その他」に含まれる作物ごとに内訳を、本様式に準じて作成し添付してください。
※3 「助成対象面積計①」は、「交付申請者単位で使途ごとに対象作物すべての実績面積を集計した後a未満を端数処理（切捨）した値」の積み上げ値を記入してください。
※4 単価調整がなかった場合は、「調整後ベース」欄の記入は不要です。
※5 「所要額⑤（単価調整がなかった場合は所要額③。以下同様）」は、計算式に基づく交付申請者ごとの交付額の積み上げと合わせてください。
ただし、「単価④」が10円未満の端数があり「所要額⑤」が計算式（①×④÷10）の値とならない場合、「所要額⑤」には別途計算した交付申請者ごとの積み上げ値を記入してください。
※6 「合計（基幹　実面積）」は基幹作を対象とした使途ごとの面積の計でなく、実面積を記入してください（「合計（二毛作　実面積）」も同様）。
※7 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

4. 追加配分を受けた単価調整等の結果

※　必要に応じ、計画に基づいて行った単価調整等の具体的な手法（計算式）を記入してください。

5. 所要額の配分枠超過を受けた単価調整の結果

※　必要に応じ、計画に基づいて行った単価調整等の具体的な手法（計算式）を記入してください。

（参考様式1）

畑作物の直接支払交付金における面積払の作付面積確認報告書

年　月　日

○○農政局長　殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

○○地域農業再生協議会会長　印

年産経営所得安定対策加入者別の畑作物の直接支払交付金における面積払の作付面積を確認したので、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の（2）の③のウの（エ）の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

■畑作物の直接支払交付金における農業者別・農産物別作付面積

農業者氏名	地域協議会等管理コード	作付面積																		備考
		小麦		二条大麦		六条大麦		はだか麦		大豆		そば		なたね		てん菜		でん粉原料用ばれいしょ		
		a	㎡	a	㎡	a	㎡	a	㎡	a	㎡	a	㎡	a	㎡	a	㎡	a	㎡	

（備考）
……………………………………………………………………………………
……………………………………………………………………………………

農業者氏名	地域協議会等管理コード	作付面積																		備考
		小麦		二条大麦		六条大麦		はだか麦		大豆		そば		なたね		てん菜		でん粉原料用ばれいしょ		

参考様式2

年　月　日

基準単収を大きく下回ったことの理由書

住所

氏名　　印

交付申請者管理コード

対象畑作物名		地域の基準単収	kg/10a

交付申請数量 ①	面積払の 交付対象面積　② (生産予定面積)	交付申請者の 当年産の単収 ① ÷ ②
(規格外数量)		
kg ①	a ②	kg/10a
(　　kg)		

基準単収を大きく下回った理由	
(作業日誌・基準単収を大きく下回った理由を裏付ける書類を添付してください。)	

具体的な改善計画	目標単収　kg/10a
(翌年または次回の作付けにおいて、目標単収を達成するための取組を具体的に記載してください。)	

※地域協議会等・地方農政局等が必要とする事項

(注意)理由書の提出にあたっては、必ず根拠となる証拠書類を添付してください。
詳しくは、記載上の留意事項を確認してください。

（記載上の留意事項）

注１：　本様式は、畑作物の直接支払交付金における面積払の交付決定を受けた農業者及び実施要綱Ⅳの第１の１の（２）の③のオの(オ)に該当する交付申請者で、数量払の交付申請数量の合計を面積払の交付対象面積（又は営農計画書に記載した生産予定面積）で除した単収が、地域の基準単収の２分の１に満たなかった場合に作成してください。

なお、地域の基準単収の２分の１に満たなかった対象畑作物が複数ある場合は対象畑作物の種類ごとに作成してください。

注２：　交付申請数量は、品質区分に関わらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外数量(数量払の対象外となった数量)がある場合は、その数量を下段（　　）に、その数量を記載してください。

注３：　目標単収は、地域の基準単収の２分の１以上で設定してください。

注４：　理由書の根拠となる証拠書類として、以下のａ～ｄのすべてを提出してください。

ａ　地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類
（自然災害が要因である場合には、農作物共済の支払書類等）

ｂ　適切な生産が行われていたことが分かる書類
（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）

ｃ　ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（対策を施したことが分かる写真等）

ｄ　地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類
（改善措置を施したことが分かる写真等）

参考様式３

年　　月　　日

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書

自家加工農業者（販売農業者）
住　所
氏　名

１　原料農産物使用実績（対象農産物のうち該当するものを記載）

（単位：kg）

原料農産物名	年間使用量	左記のうち自ら生産したもの

（注）地域振興作物（産地交付金）については、各単価グループごとに最低一農産物記入してください。

２　商品の加工販売実績（直売所での販売実績）

（単位：kg）

商　　品	商品の販売形態	商品の主な販売先	年間販売（予定）数量
合　　計			

（注１）「商品」には、対象作物に係る各単価グループの商品ごとに最低一実績記入してください。

（注２）「商品の販売形態」には、自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等の販売形態を記入してください。

（注３）「商品の主な販売先」には、一般消費者、卸・小売店、スーパー等の販売先を記入してください（直売所等での販売の場合は、直売所等の名称、所在地、連絡先を記入してください。）。

交付申請者管理コード					地域協議会等管理コード												

参考様式４－１

産地交付金における畑地化の取組に係る要件確認申請書

年　　月　　日

○○協議会長　殿

交付申請予定者　住所

氏名（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の３の（２）の①に基づく畑地化の取組に係る事前の確認を受けたいので、申請します。

記

交付申請予定農地

・　耕地番号及び分筆番号：
・　地名、地番、大字、字、集落地番：
・　本地面積：　　㎡
・　当年度以降の作付計画

年度					
作物名					

（注）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

・　別添資料（空中写真又は農地地図等）

（注）団地化された畑地の位置及び地番等が分かるように図示すること

参考様式４－２

産地交付金における畑地化の取組に係る要件確認通知書

年　　月　　日

交付申請予定者　殿
（法人等にあっては、
名称及び代表者の氏名）

○○協議会長　　印

○年○月○日付けで貴殿より申請のあった産地交付金における畑地化の取組に係る農地について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の３の（１）の④の要件を満たしていることを確認しましたので、通知します。

記

要件の確認を行った交付申請予定農地

・　耕地番号及び分筆番号：
・　地名、地番、大字、字、集落地番：
・　本地面積：　　㎡

（注）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。